主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
第1の1 指定地域密着サービスの事業の一般原則	□ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ◆平18厚令34第3祭1項	適 · 否	
The state of the s	□ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 ◆平18帰334第3条第2項		
	□ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ◆平18厘令34第3条第3項		責任者等体制 【有・無】 研修等実施
	□ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。◆平18厚令34第3祭第4		【有・無】
第1の2 基本 方針	□ 指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び地域密着型サービス基準第62条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものとなっているか。	適 • 否	特に「自立支援」の観点 からサービスを提供し ているか
	◆平18厚令34第170条		※点検月の利用者数 人
	□ 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。 ◆平12帰37第59条		
	□ 小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。 ◆平18瞬34第62条		
第1の3 暴力団の排除	□ 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部 又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管 理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆平25森線糾線繁額	適 • 否	
	□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平25歳繰期終第項		
第2 人員に関する基準 〈法第78条04〉 1 従業者の員 数	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべきサービスの提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 ◆平18原34第171繰1項	適・否	・夜勤及び深夜の時間帯 : ~ : ~ : →
	る場合は、推定数による。◆平18厚令34第171条第2項  □ 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は常勤の保健師又は看護師でなければならない。◆平18厚令34第171条第3項		①夜間及び深夜の時間 帯以外の時間帯に指定 複合型サービスを行う 従業者は、

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。◆平18厚令34第171条第4項□ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。◆平18厚令34第171条第5項		利用者 ÷ 3  =
	口 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行うサービス(第63条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心当該予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定する本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該を録者を当該本体を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体を勘案し、その処遇に支障がない場合であって、夜間及び深		合は推定数とする。 ②訪問サービス 2人 ③ 夜間及び深夜の時間帯に指定複合型サービスを行う従業者 1人以上 ④宿直勤務必要な数以上
	夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。◆平18厚令34第171条第6項		□ 常勤の保健師又は 看護師がいるか。 □ 常勤換算方法で、 2.5以上の者は、保健師、 看護師、又は准看護師
	□ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についる当該指定看護小規模多機能居宅介護事業者に対して「基準のとの経験を有する指定看護小規模多機能居宅介護事業所に対して「基準のとのでである当該指定者であって、当該指定看護小規模多機能型居のであった。」とので表表では「本体事業所」という。)との密接は「本体事業所に対して「本体事業所」という。)との密接は「本体事業所に対して、「本体事業所の登録者のでは、「本体事業所の登録者のでは、「本体事業所の登録者のという。」にできるは、「本述を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表		の
	□ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護事業者を置かないことができる。平18厘令3 4第171 第9項		
	口 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。 平18厚令34第171条第10項		
	<ul> <li>○ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件∮平18解驗辦30/\02(1)①</li> <li>イ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。</li> </ul>		

□ サテライト型者型小規模多機能型限令介置事業所(お下、窓舎時話) 問着護加重の周出をしており適切な理様サービスを接供できる 当該事業所に対って、窓舎時話 問者護加重の周出をしており適切な理様サービスを接供できる 当該事業所に対っても事業所に対って、窓舎時話 能有する事業所に対っても事業所に対って、場上で、この号において同じ。)を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所にはついては、当該本体事業所に対いて定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。
160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて 適切に行うこと。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	者の必要数の算出基準を示したものであるので、日中であれば通 いサービスを行うために3:1以上、訪問サービスを行うために		
	2以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという 趣旨ではなく、日中勤務している看護小規模多機能型居宅介護従		
	業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなるも		
	のである。 ハ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごと		
	│ の状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用 │ 者がいないからといって職員を配置しないということではなく、		
	通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用 者に何らかの形で関わることできるような職員配置に努めるも		
	のとする。 ニ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、		
	訪問サービスを行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を常勤		
	換算方法で2以上ではなく、2名以上配置することで足りること   としている。なお、本体事業所とサテライト型看護小規模多機能		
	型居宅介護事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業		
	者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 に対し、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護		
	小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業		
	所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所   若しくはサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者		
	に対し、それぞれ訪問サービスを提供できる者である。また、訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者		
	を、看護小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人 ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム		
	等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する		
	以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務 し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し		
	支えない。   木 看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2.5		
	以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下、「看護職員」 という。)でなければならないこととされており、うち1以上は		
	常勤の保健師又は看護師とするものである。また、サテライト型 看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能		
	型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で1.0以上の者は看護職員		
	であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看 護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとす		
	る。   へ 看護職員である看護小規模多機能型居宅介護従業員は、日中の		
	通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、常勤を要件としていないが、日中のサービス提供時間帯		
	を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。		
	ト 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計		
	2名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか 1名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制		
	│ は確保していること。 │ また、宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び		
	深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供する ために必要な連絡体制を整備している時は、宿泊及び夜勤を行う		
	従業者を置かないことができることとしたものである。 なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置さ		
	れる宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サー		
	ビスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができ		
	るなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている のであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものであ		
	る。また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト型看護小規模		
	多機能型居宅介護事業所の登録者からの訪問サービスの要請に		
	適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできるものであること。		
	<b>ひてめること。</b>		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	チ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に 支障がない場合は、本体事業所において宿泊サービスを提供でき ることとされているが、本体事業所においてサテライト型看護小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者を宿泊させる際は当該本 体事業所との事業等の共同実施や、本体事業所の看護小規模多機 能型居宅介護事業者による訪問サービスの提供により、当該本体 事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めること。 なお、本体事業所の登録者がサテライト型看護小規模多機能型居 宅介護事業所の宿泊サービスを受けることは認められていない ことに留意すること。		
	H24Q&A Vol.1 問164 (抜粋) 日中の通いサービスと訪問サービスの各サービスで1名以上各サービスの提供に当たる看護職員が必要であるが、常勤換算方法で1以上は不要である。なお、日中のサービスにおいて必要となる看護職員の配置数は一律に示していないが、利用者の状態に応じて適切に対応することが必要である。		
	H24Q&A Vol.1 問166 (要約) 小規模多機能型居宅介護事業所の人員又は設備等として申請して いる人員又は設備等を、複合型サービス事業所の人員又は設備等とし て申請することはできない。		
	H30 Q&A Vol.1 問128 訪問サービスについては、本体事業所である看護小規模多機能型居 宅介護事業所及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所 の従業員は、相互の利用者に対し、サービスを提供することができる。		
2 規模宅でを担ける 提供 を	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のア〜エのいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、下記ア〜エに掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ◆〒18県今34第171条河項 ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 介護医療院	適・否	
	© 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と上記ア〜オの事業所 (以下「居住」の事業所という) 双方にそれぞれ人員を満たす従 業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所に従事でき るということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を 保てるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」 の事業所は人員としては一体のものとして運営することを認めた ものである。◆₹18解融第30/002(1)②リ		
3 介護支援専 門員の配置	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第2の2ア~オに掲げる施設等の職務に従事することができる。◆平18原令34第171条第11項	適・否	氏名: ( ) 職種:( ) 兼務する職: ( )  口 介護支援専門員は、 厚生労働大臣が定め
	<ul> <li>□ 上記の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 ◆平18原634第171条第12項</li> <li>□ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定</li> </ul>		る研修(認知症介護実 選知症介護多 機能型サービス等計 画作成担当者研修)を 修了しているか。 ※ 研修を修了してい ない場合も、人員基準 欠如減算適用となる。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	める研修を修了している者(第179条において「研修修了者」という。)を置くことができる。平18項634第171条13項 ② 介護支援専門員等 ◆平18類2項第20M02 (1)③ イ 介護支援専門員は、指定を受ける際(指定を受けた後に介護支援専門員は、指定を受ける際(指定を受けた後に介護支援専門員の変更の届出を行う場合を含む。)に、平成 24 年第 113 号告示第三号に規定する研修を修了しているものとする。おお、当該研修は具体的には地域密着研修通知 2の(1)の①の「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すものである。 ロ 介護支援専門員は、基本的に支障がない場合は、大きを受けを終了を表し、不可護支援専門員は、基本的には、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居と中一ビス計算の利用に関する市町村への届出の代行、③ 看護小規模多機能型居宅介護の事件である看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。 エ 施行規則第 65 条の4第二号に基づく市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙 1 を標準様式ととされ、別規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者であること。 ホ サテライト型事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者で、以下「研修修了者」という。)を配置することができる係る看護いのでのである。まず、研修修了者はサテライト型事業所の登録者に係る看であり、ハの①の居とサービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。		
4 訪問 書業 に いっぱい 事業 所体 に の 事 で 営 合 の 基準	□ 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業を行う者をいう。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第3条の4第12項の規定により同条第1項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなされているとき除く。)は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否	
	<ul> <li>◎ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、指定訪問看護事業者が、指定訪問看護事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第60条第1項第17号の指定話問看護における看護職員の人員基準を満たしているもる。指定看護職員の人員基準を満たしているある。指定看護職員の人員基準を満たしているある。指定看護職員を常勤換算方法で2.5以上とおることがであるにおいて、看護職員を常勤換算方法で2.5以上とすることがより、であが、両事業を一体的に行っている場合については、他の事業で常勤換算方法で2.5以上とすることにより、おお職員を常勤換算方法で2.5以上をある。看護であるより、おお職員を開業を満たしている場合になり、おお職員である。看護を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を</li></ul>		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	同一の運営規程が定められること。 ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行うものであり、例えば、指定看護小規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ従事することは適切ではない。  なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営されておらず、完全に体制を分離して行う場合にあっては、独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。また、本体事業所と指定訪問看護事業所と一体的に運営されていない場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護事業所を一体的に運営している場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の出張所としての指定を受けることは差し支えない。 ◆平18縣職第30/02 (1) ①ヌ		
	H24Q&A Vol.1 問170 (要約) 複合型サービスの事業と訪問看護の事業とが一体的に運営されている場合には、訪問看護事業所の人員配置基準である看護職員常勤換算法2.5以上を満たすことにより、複合型サービス事業所の看護職員の人員配置基準を満たすものとみなすことができる。		
	H24Q&A Vol.1 問171 (要約) 病院又は診療所である訪問看護事業所については、当該事業所の看 護職員が常勤換算方法で2.5以上の場合であって、複合型サービスの 事業と訪問看護の事業とが一体的に運営されている場合には、複合型 サービスの看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなすこ とができる。		
	H24Q&A Vol.1 問172 (要約) 複合型サービスの事業と訪問看護の事業を一体的に行っている訪 問看護事業所は、複合型サービスの登録者以外の利用者に訪問看護を 行うことが可能		
	H24Q&A Vol.1問173 (要約) 必ずしも複合型サービスの事業所が訪問看護事業所としての指定 を受ける必要はないが、この場合には、複合型サービスの登録者以外 に訪問看護を行うことはできない。		
	H24Q&A Vol.1問174 (要約) 病院や診療所が複合型サービスを行う場合には、複合型サービス事 業所としての申請が必要		
	H24Q&A Vol.1 問175 問 複合型サービス事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かっ複合型サービスの事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、当該訪問看護事業所がサテライト事業所を有することができるか。 答 訪問看護事業所が複合型サービス事業所とは別の場所に効率的な訪問看護の事業を行う目的等でサテライト事業所を持つことは差し支えないが、当該複合型サービスの利用者に適切なサービス提供が行われるよう、少なくとも複合型サービスの事業所と一体で行う訪問看護事業所に看護職員を2.5人以上(常勤換算方法)配置することが必要である。		
5 管理者	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ◆平18 厚令3 4 第172 条第1項	適 • 否	氏名: ( ) 職種:( ) 兼務する職: ( )

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型事業所の管理者は本体事業所の管理者をもって充てることができる。 ◆平18厘令34第172条第2項		経験年数 ( 年)
	老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。◆平18厚令34第172条第3項		
	<ul> <li>◎ 管理者について ◆平I線網触第30八02 (2)</li> <li>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者である。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がない場合には、他の職務を兼ねることができるものとする。イ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護型事業所の従業者としての職務に従事する場合</li> </ul>		口 管理者は、3年以上
	ロ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従		認知症である者の介護に従事した経験があるか。  □ 厚生労働大臣が定める研修(認知症介護実践研修及び認知症
	業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定看護小規模多機能型居宅介		対応型サービス事業 管理者研修)を修了し ているか。
	護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。) ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従		
	事した経験を有する者であることが必要である。 さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際(指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。) に、平成24年第113号告示第二号に規定する研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理		
	者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。  ③ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は		
	本体事業所の管理者を充てることができるとされているが、当該事業所の管理者が保健師又は看護師でないときは、当該管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。  ②の保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師法(昭和23年法律		
	第203号)第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである必要がある。  ⑤ ②の保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	問看護又は(老人保健法第19条及び健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項の規定に基づく)訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。		
	H27. 4.1Q&A 問3 問事業所の管理者についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象者となるのか。 → 労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてよい。なお、管理監督者については、同法の解釈として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきとされている。このため、職場で「管理者」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定の労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。		
	H24Q&A Vol.1 問165 (要約) 複合型サービス事業者の代表者や管理者が保健師又は看護師の場合、「認知症対応型サービス事業開設者研修」又は「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了している必要はない。		
	H24Q&A Vol.1 問176 問 複合型サービス事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、複合型サービスの事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、複合型サービス事業所の保健師又は看護師の管理者が当該訪問看護事業所において兼務することはできるか。 答 両方の事業が同一の事業所において一体的に運営されており、事業所の管理上支障がない場合には兼務できる。		
	H30 Q&A Vol. 1 問10 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、当該診療 所が有する病床を当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室 として兼用する場合には、当該事業所の管理業務に支障がない場合、 当該事業所に併設する指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護 療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る)及び介護医療院 に配置された医師が管理者として従事することは差し支えない。		
	H30 Q&A Vol. 1 問11 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療書画有する病床については、宿泊室を兼用することができることとされたことから、当該看護小規模多機能型居宅介護の管理者及び代表者について、保健師及び看護師ではなく、医師が従事することは差し支えない。この場合、厚生労働大臣が定める研修の修了は求めないものとするが、かかりつけ医認知症対応力向上研修等を受講していることが望ましい。		
6 指定看護小 規模多機能型 居宅介護事業 者の代表者	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 ◆平18厘令3 4第173条	適・否	氏名: ( ) 職種:( ) 兼務する職: ( )

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	② 代表者に短い規模多機能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表であり、やや代表を役の選挙を扱能型居宅介護事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、や代表を設めている法人の代表者であり、や代表を設めている法人の代表者であり、や代表を設めている法人のは合つ事業に対している法人のと判断される場合においては、地域密着型りしたの事業指なるしてをいる場合においては、地域密着型りしたの事業に対したである。と判得る。なお、管理とはなるが、場合は、代表者とはよんが信息とはあり、得合法人の代表者と選ばらいる場合に表表を実所の方指定者とは、代表者とはよんが管理者とは、なるが、管理者とは、なるが、場合は、代表者と関連であり、そろ事業所の方指を活きている場合に対して選集を事業ので、は、代表者とのであり、そろ事業ともあるもの実力で、場合は、代表者とでで、場合に対して、表表とはあるがに対して、表表とは異なるが、は、代表者とでで、対して、表表とは異なるが、は、代表者とでで、対して、大きなので、対して、大きな、対して、大きな、対して、大きな、対して、大きな、対して、大きな、対して、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		□ に対している。 □ の型者のく □ に対してはにるたしだーっ。 ● はころにしだして、お者経くスだた 大知事では、お者経くスだた 大知事では、お者経くスだた 大知事で健。 「世知にす医は営あ 」 め型者のく 「世知にす医は営あ 」 の型者のく 「世知にす医は営あ 」 の型者のく 「世知にす医は営あ 」 の型者のく 「世知にす医は営あ 」 の型者の 「 で知にす医は営あ 」 の型者の 「 で知にす医は営あ 」 の型者の 「 で知にす医は営あ 」 の型者の 「 で知にす医は営あ 」 の型者の 「 で知にする 「 で知にする 「 で知にする 「 で知にする 「 で知にする 「 では  では  では  では  では  では  でいま  では  では  では  では  では  では  では  では  では  で
第3 設備に関 する基準 〈法第78条004〉	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。)を 29 人 (サテライト型にあっては 18 人) 以下とする。 ◆平18厚等34第174条第1項	適 • 否	<ul><li>□ 登録定員が29人以下か。</li><li>事業所の定員等</li></ul>
1 登録定員及 び利用定員	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。)を定め		登録定員 A 人

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	るものとする。◆〒18原含34第174纂2項 一 通いサービス 登録定員 25 人までの場合、その2分の1から15 人(登録定員が25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては登録定員に応じて、次に表に定める利用定員、サテ ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人) まで		B 人 宿泊サービス C 人
	登録定員利用定員26 人又は 27 人16 人28 人17 人29 人18 人二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 6		は、A×1/2 =
	人)まで  ② 登録定員 ♣₹18懈融端30从03(1) ① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人(サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては18人)以下としなければならないとしたものである。 指定看護小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者とは、1年でのたちままでに関って		□ 宿泊サービス (C)は、B×1/3 = □ 人から9人 以内となっているか。
	者は1箇所の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に限小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められないものである。 ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その通いサービスを超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあって、多量では、12人)まで、宿泊・サービスの利用定員を通い規模多機能型居宅介護事業所にある数、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所にあの目的であり、12人)まで、宿泊・サービスの利用定員を通い規模を設まる場合にあります。 12人)まで、宿泊サービスの利用定員を通い規模を協立の場合における利用定員については、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において1日当たりの同時にサービスの数第82宅介護事業所において1日当たりの同時にサービスの数第2名での規定により、特に必要と認められる場合は、当該利用を受ける者の上限を指すものであり、182条において準用利用を受ける者の上に必要と表記をは、当該利用者の心がであるにといるのでは、第182条において準用がであり、第182条において進展性を行びませた。 2		□ 看護小規模多機能 型居定介護の利がで で で で な方がいるか。(看
	ている間は、介護報酬は算定できない。)が、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することについては、養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していないものである。  H24Q&A Vol.1 問163 (抜粋) 複合型サービスは訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の機能を併せ持つサービスであり、複合型サービス費についてもその考え方に基づき介護報酬が設定されている。当該サービスの対象者は、看護サービスが必要な利用者であることが原則であるが、登録定員に余裕がある等の場合には、看護サービスが必要な者以外の者に利用させて差し支えない。		護サービスが必要な方が原則)
2 設備及び備 品等	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他当該サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ◆平18原34第175第1項 ◎ 設備及び備品等 ◆平18解職類第30二0二02(1)(3) 参照(第30ハ03(2)①)	· 否	届出図面と変更ないか。 (あれば変更届要)

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	イ 事業所 事業所とは、看護小規模多機能型居宅介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。 ロ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。		
	□ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ● 18 № 34 第 17 5 第 2 項 1 号 ⑤ 居間及び食堂 ◆ 18 縣 3 9 № 1 8 線 3 9 № 3 (2) ②  イ 居間及び食堂は、一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保するものとする。 □ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保することが必要である。なお基準 174 条 第 2 項 第 1 号の規定により、通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3 ㎡以上)を確保することが必要である。		
	□ 宿泊室 ◆〒18〒34第175 第2 5 2 5 2 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		
	らない。  二 プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。  木 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。  ⑤ 宿泊室 ◆〒18 解歌 第30人の3 (2) ⑤ イ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーショ		
	ない。フリイバンーが確保されたものとは、例えば、パープラインや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。ロ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43 ㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に一人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意すること。また、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって、宿泊室の定員が1人の場合には、利用者が泊まるスペースは、1人当たり6.4㎡程度以上として差し支えない。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	<ul> <li>パ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所である場合については、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えない。ただし、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のものとして確保しておくこと。</li> <li>二 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。</li> <li>ホ ハにおいては、イ、ロ及び二に準ずるものであるが、有床診療所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要は措置を講ずること。</li> </ul>		
	□ 事業所の掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 ● 18 解 3 4 第 1 7 5 祭 3 項 ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定看護小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。  ただし、事業所が小規模である場合(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が 15 名以下である場合)などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。		
	また、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂や介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。◆平18網過期第30八03(2)④		
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 ◆平18厚余34第175条4項 ⑤ 事業所の立地 ◆平18解釈趣第30回の3(2)⑤参照(第30八03(2)⑤) 指定看護小規模多機能型居宅介護施設の立地については、利用者に対して家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること。また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会を確保される地域の中にあること。		
	H24Q&A Vol.1 問166 参照 (第2-1) H24Q&A Vol.1 問168 問 既存の民家を活用して複合型サービス事業所を設けようとしているが、宿泊室や事務室を確保するスペースがないことから宿泊室や事務室のみを別棟で設けることは可能か。答 従来の小規模多機能型居宅介護と同様であるが、同一時間帯に複合型サービス事業所の居間と宿泊室に利用者がいる場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制となっているかどうか、夜間に登録者から訪問サービスの依頼連絡があった場合に適切に対応できる体制となっているかどうかなどを確認し、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は可能である。		
	H24Q&A Vol.1 問181 (要約) 複合型サービス事業所がサテライト型小規模多機能型居宅介護事 業所の本体事業所となることは可能 H30 Q&A Vol.1 問122 法人によらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	申請できることとなったのは、有床診療所のみである。  H30 Q&A Vol.1 問123  有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合であって、当該事業所の宿泊室として届出を行った有床診療所の病床に入院患者がいない場合については、看護小規模多機能型居宅介護の利用者を宿泊されてもよい。ただし、従来どおり、宿泊室については、宿泊専用の個室がない場合であっても、プライバシーが確保されたしつらえになっている必要があり、カーテンでは認められないものである。		
	H30 Q&A Vol. 1 問124 個室以外の宿泊室について、カーテンは利用者のプライバシーが確保されたしつらえとは考えにくいことから不可とされていえる。個室以外の宿泊室について、プライバシーが確保されたものとは、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーテーションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合には、宿泊室として取り扱って差し支えない。		
	H30 Q&A Vol. 1 問125 有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合 について、有床診療所の病床が4床で1病室であり、その病室のう ち1病室のみを看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室として 届出した場合、当該事業所の当該宿泊室の定員は1人であることか ら、当該宿泊室については、1人当たり6.4㎡程度以上として差し支 えない。		
	H30 Q&A Vol. 1 問126 有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合 について、有床診療所の病床を宿泊室として届出できることとなっ ており、当該病床のうち、1病床以上は看護小規模多機能型居宅介護 サービス利用者の専用のものとして確保しておくことされている が、当該サービスの利用者がいない場合であっても、常時、宿泊室 の確保が必要となる。看護小規模多機能型居宅介護サービスは通い、 泊まり、訪問サービスを柔軟に組み合わせるサービスであり、利用 者の泊まりに対応できるよう、利用者専用の病床として1病床以上の 確保が必要となる。		
	H30 Q&A Vol. 1 問127 有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合 であって、看護小規模多機能型居宅介護サービス利用者が、状態の 変化等により、医師の判断により、当該有床診療所に入院すること は可能であるが、利用者が看護小規模多機能型居宅介護サービスの 宿泊サービスを利用しているのか、有床診療所への入院であるのか 混乱しないよう、利用者や家族等に入院に切り替える理由や、利用 者の費用負担について十分説明し理解を得ること。		
第4 運営に関 する基準 < <a href="mailto:smaller">(法第78条04)</a> 1 内容及び手続の説明及び同意	□ サービスを提供した際には、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平18原534第3807期 ② 記載すべき事項は以下のとおり。◆平18解職第30-04(2)①準用ア 重要事項に関する規定の概要イ 看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制ウ事故発生時の対応エ 苦情処理の体制オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施	適・否	最新の重要事項説明書で内容確認利用申込者の署名等があるもので現物確認  ★苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか。 □福知山市役所(高齢者福祉課) □国民健康保険連合会
	した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等 ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。		★運営規程と不整合ないか。 □職員の員数 □営業日・営業時間

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	<ul><li>□ 利用申込者の同意については、書面によって確認しているか。</li><li>◆平18解釈通知第30-04(2)準用</li></ul>		□通常の事業実施地域 □利用料・その他費用
2 提供拒否の 禁止	□ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ◆平18厚令34第3条08準用 ⑤ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平18解懇願30-04(3)準用 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	適・否	【 事例の有・無 】 あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	□ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認 めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連 絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介そ の他の必要な措置を速やかに講じているか。 ◆平18頁令34第3条09準用	適・否	地域外からの申込例が あるか。その際の対応 (断った、応じた等)
4 受給資格等 の確認	□ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有 効期間を確かめているか。◆平18原令34第8和10第1項期	適 · 否	対処方法確認 (申込時にコピー等)
	<ul><li>□ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定 審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。</li><li>◆は78条03第2項、平18帰334第3条010第2項</li></ul>		記載例あるか。あれば 当該事例の計画確認
5 要介護認定 の申請に係る 援助	□ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申 込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを 確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏 まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている か。 ◆『18帰34第3級011第1樂期	適 · 否	【 事例の有・無 】あれば、その対応内容
	□ 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって 必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなさ れるよう、必要な援助を行っているか。 ◆〒18季63 4第3約11第2 乗用		【 事例の有・無 】 あれば対応内容
6 心身の状況 等の把握	□ サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆平18原令34第68条準期 ※ サービス担当者会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。	適・否	担当者会議参加状況 ( ) やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか。
7 居宅サービ ス事業者等と の連携	□ サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平18厚令34第69条第1弾用	適 · 否	開始時の連携方法確認
	<ul> <li>□ サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。</li> <li>◆平18厚今34第69条第2項群用</li> <li>□ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提</li> </ul>		終了事例での連携内容 確認(文書で情報提供 等)
	供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めているか。◆平18厘令34第69条第3項準用		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
8 身分を証す る書類の携行	□ 訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◆〒18原令34第70条準用 ⑤ 証書等には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の名称、当該看護師等の氏名の記載があるか。(職能の記載、写真の貼付は努力義務)◆〒18解釈題第30四04(3)準用	適・否	実物を確認
9 サービスの 提供の記録	□ サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ◆平18幹3 4第3条018第1 弾用 ◎ 利用者の居宅サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平18   無別	適・否	個人記録確認 記録なければ提供なし とみなす。
	□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(→要記録保存)◆〒18原令34第3条の18第2項#用 ◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。◆〒18解級類第30-04(12)②#用		開示内容確認 希望によらず積極的に 情報提供している場合 はその提供方法
10 利用料等 1 の受領	□ 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。◆平18帰34第71条第1項期	適・否	領収証確認(原則1割 の額となっているか。)
2	□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆平18厘634第71条第2項準用		【償還払の対象で10割 徴収の例の有・無】
3	□ サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ● 18 厚令3 4第7 1条第3 理用 ー 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ニ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 三 食事の提供に要する費用 四 宿泊に要する費用 五 おむつ代 六 前各号に掲げるもののほか、指定複合型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用		同意が文書で確認できるか。
4	□ 上記3の第三号及び第四号に掲げる費用については、別に厚生労働 大臣が定めるところによるものとする。 ◆平18厚令34第71条第4項#用		
5	□ 上記3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 ◆〒18厚含34第71条第5興用 ◎ 利用料等の受領 ◆〒18熈鏈第30-04(13)②  基準第71条は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定複合型サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはな		口座引落や振込の場合、交付方法及び時期 確定申告(医療費控除) に利用できるものか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	らないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定複合型サービスのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。		
11 保険給付の 請求のための 証明書の交付	□ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 ◆平18帰34第3条020準	適 · 否	【 事例の有・無 】 事例あれば実物控え又 は様式確認
12 指定看護小 規模多機能型 居宅介護の基 本取扱方針	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減 又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行 われているか。 ◆〒18厘命34第176 祭1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公 表し、常にその改善を図っているか。	適・否	【自主点検の有・無】
13 指模字介護 指接の 報告 おり かり おり かり おり かり	●は第78条の3第1項、平18原令34第176繁第2項  □ 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。◆平18原令34第177条  一 おるものとする。◆平18原令34第177条  一 おるものとする機能型居宅介護は、利用者が住み、心・ビスの大力である。●平18原令34第177条  一 おるものとするできる環境を踏まえて、通いか・ビとにせているの機能することでも環境を踏まえて、からいるにより、といるのとでは、日常のできる環境を踏まえて、からいるに通が立とが、活問の、希望及びみの居泊を出れている。本でしたとかせ、は、日常のは、日常の補助して、大活したの受い、は、日常のでは、日常のでは、日常のでは、「日本	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	等をきる機能型展で介護事業者は、当該サービス身体を保護するない。4年18階級報節30004 (11) ② 指定者ででは、海豚のである機能型居で介護事業者は、当該サービス身体を保護するない。4年18階級44間177級5号 ではな看護の大塚急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合ない。4年18階級44間177級5号 等を行う場合には、その取様及び時間その際の利用者でのの身体的均束等を行う場合を含みているない。2年18階級44間171級5号 である。4年18時34間171条5号 である。4年18時34間177級5号 である。4年18時34間177級5号 である。4年18時34間177級5号 である。4年18時34間177級5号 である。4年18時34間177級5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時34間177数5号 である。4年18時3年3日であるが、緊急やむを時間をからるい場合の際体的削束等を行こなかでもである。4年18時3年3日である。4年18時3年3日の場合により、4年18年3日の場合により、4年18年3日のはより、4年18年3日のはよりはより、4年18年3日のはよりはよりはよりはよりはよりはよりによりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよりはよ		身た委 年年年 拘の 特の以 年年 採無 正修 日日日 正無 正修 日日 日日 正無 一年

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	東等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込む こととする。		1
	イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え 方		1
	ロー身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関		ı
	する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 二 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方 策に関する基本方針		
	ホー身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針		1
	へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方		1
	針 ◆平18解釈通知第3の八の4(1)⑤		1
	◎ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定看護小規模多の施力を表する。		
	機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。		1
	職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用		
	時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。		ı
	また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。 ◆平18解職線30小04(1)⑥		
	八 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が 登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならな い。◆〒18厘令34第177条第8号		
	◎ 基準第177条第8号に定める「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以		
	下が 目安となる。登録定員が 25 人の場合は通いサービスの利 用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。 ◆平18解釈過知第30/L04 (1) ⑦		
	九 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサー ビスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービス		1
	の提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における 生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 ◆平18厚令34第177条第9号		
	◎ 基準第177条第9号に定める「適切なサービス」とは、一の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週		1
	4日以上行うことが目安となるものである。指定看護小規模多機 能型居宅介護事業者は、通いサービス及び訪問サービスを提供し ない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの		
	形で関わることが望ましい。 なお、指定看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体		1
	介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で 声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支 えない。◆₹18留簿頭第30川の4 (1) ®		
	十 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健 師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		
	(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して 行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。)の 提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第179		
	条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利 用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなけ		
	ればならない。 ◆平18厚634第177条第10号 十一 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適 切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。		ı
	りな有護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 ◆平18厘令34第177条第11号 ◎ 「適切な看護技術」とは、医学の進歩に沿った適切な看護技		ı
	● 「週別な有護技術」とは、医子の進少に行うに週別な有護技術をもって対応できるよう、新しい技術の修得等、研鑽を積むことを定めたものであり、医学の立場を堅持し、広く一般に認		ı

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	められていない看護等については行ってはならない。 ◆平18館事項第3の八の4(1)⑨ 十二 特殊な看護等については、これを行ってはならない。 ◆平18厚令34第177条第12号		
14 主治の医師との関係	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 ◆平18原令34第178祭1項 ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下「指示書」という。)に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。 なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。 ◆平18解釈女第30/(04(2)①   □ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ◆平18縣34第178第2項 ⑥ 基準第178条第2項は、看護サービスの利用対象者はその主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。 ◆平18解釈義第30/(04(2)②	適・否	指示書漏れ、指示書の有効期間切れの有無 → <有・無>
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に当該サービス計画及び当該サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ◆〒18瞬34第178榮3項 ◎ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治医と連携を図り、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するため、定期的に当該サービス計画及び当該サービス報告書を主治医に提出しなければならないこと。 ◆〒18熈融第30/04 (2) ③ ◎ 指定看護小規模多機能型居宅介護における看護サービスの実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。◆〒18 鰥融第30/04 (2) ④		
	□ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 ◆平18除34第178第4項 ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、主治医の指示は診療記録に記載されるもので差し支えないこと。 また、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載することで差し支えないこと。 ◆平18解釈題第30八04(2)		
15 居宅サービス計画の作成	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ◆平18厚令34第74線1項開 □ 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第 13 条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。 ◆平18厚令34第74第2項押 [指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針の主な概要] ① 利用者の居宅訪問及び面接による課題把握(アセスメント)	適・否	
	111-		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	② 居宅サービス計画原案の作成 ③ 担当者の情報共有及び居宅サービス計画原案に対する意見聴取のためのサービス担当者会議の開催 (記録類)支援経過記録、サービス担当者会議の要点等 (福祉用具貸与事業所等他事業所の担当者も含め、全担当職種に意見聴取ができているか。) ④ 利用者に対する居宅サービス計画原案の説明及び文書による同意並びに居宅サービス計画書の交付 (説明、同意、交付が記録で確認できるか。) ⑤ 少なくとも月1回の利用者の居宅訪問による居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリングシート等 (記録類)支援経過記録、モニタリングシート等 ⑥ 以下の場合のサービス担当者会議の開催 イ 要介護大態区分の変更の認定を受けた場合 (記録類)支援経過記録、サービス担当者会議の要点等  ◎ 居宅サービス計画の作成 ◆平18解職調30回04(6)①~③ 輔 ① 基準第74条第1項は、登録者の居宅サービス計画は、指定者護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員に変所用定ととしたものである。このため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護事業所の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護本の介護支援事門の介護支援専門の介護を開始した場合には、介護支援専門の介護支援専門の介護支援専門の介護を開始の介護を開発を開始的ないものである。と、作成した居宅サービス計画は、2年間保存しなある。なお、作成した居宅サービス計画は、2年間保存しまである。なお、作成した居宅サービス計画のため、2年間保存した。  □ おりまのである。なお、作成した居宅サービス計画原案に対すするでは、1年によるでは、1年		
16 サービス法 定代理受領に 係る報告	ければならない。  □ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市町村(法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。  ◆平18解34第76  ⑤ 法定代理受領サービスに係る報告 ◆平18解級第30回04 (7)   本 基準第75条は、地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は当該指定居宅サービス事業者に支払うための手続きとして、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に、市町村(国民健康保険団体連合会)に対して、居宅サービス計画において位置づけられている指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定居宅サービス等の方式に対して、居宅サービス等のに関する情報を記した文書(給付管理票)を毎月提出することを義務づけたものである。	適・否	
17 看護小規 1 模多機能型居 宅介護小規模 多機能到展 多機能型居の 介護 の作成	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第171条第13項の規定(主眼事項第2の3参照)により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下、同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。)に当該報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 ◆平18縣34第179条1項 ⑤ 当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意するものとする。 ◆平18縣融第30人04(3)⑥ □ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当た	適・否	□全利用者の計画 →【有・無】 □7セスメントの方法・様式 ( ) □計画はケアプラン内容と整合がとれているか。(目標、サービス内容等) □計画書・報告書は利用
2	口 介護文援専門員は、有護小規模多機能型店宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 ◆平18厚令34第179縈2項		山計画書・報告書は利用   者毎の作成保管か。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 当該計画の作成は利用者ごとに、介護支援専門員が行うものであるが、看護小規模多機能型居宅介護計画のうち看護サービスに係る記載については、看護師等と密接な連携を図ること。なお、看護サービスに係る計画とは、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものであること。 ◆平18解職職3の八の4(3)②		□居宅サービス計画と 看護小規模多機能型 居宅介護計画の整合 がとれているか。
3	□ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ◆〒18厘634第179条第3頁 ⑤ 「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。 ◆〒18解釈範囲第30/004 (3) ③		
4	□ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 ◆平18原令34第179禁4項		ロサービス担当者会議 の記録はあるか。
5	□ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。◆平18厚会34第179条第5項		口説明の方法確認 同意は文書か。
6	□ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。 「◆平18縣34第179第6項 ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員は、当該サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。なお、交付したサービス計画は、2年間保存しなければならない。なお、交付したサービス計画は、2年間保存しなければならない。「本18解職類30/004(3)⑥、平25市条例39第13条 ⑥ 短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づき、サービスを提供している看護小規模多機能型居宅介護の「17小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護計画」と読み替える。「◆平18解職類30/004(3)⑥		□交付したことを確認 できる記録 →【有・無】
7	□ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。 ◆平18瞬84第179 第7項		
8	□ 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。◆₹18厚令34第179条第8項		
9	□ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。  ∮平18帰34第179条第9項 ③ 看護師等(准看護師を除く。)は、看護小規模多機能型居宅介護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。  なお、基準第 179 条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録となり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した看護小規模多機能計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこと。  ∮平18解釈ショの(04 (3) ⑥ ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	護師は、当該サービス計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、当該計画及び当該報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。◆平18解職謝第30人04(3)⑦ ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、当該計画及び当該報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。 ◆平18解職難第30人04(3)⑧		□提出したことを確認 できる記録 →【有・無】
10	□ 第 178 条第 4 項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。 ◆平18原令34第179 第10項  H24Q&A Vol.1 問 1 77 問 複合型サービス計画や複合型サービス報告書の様式は定められているのか。 答 定めていない。複合型サービス計画や複合型サービス報告書の作成に当たっては「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日 老企 55 号)を確認いただきたい(ただし、複合型サービス計画については看護サービスに係る部分に限る。)。なお、記載することとしている内容が含まれていれば従来使		
18 介護等	用していた訪問看護報告書の様式を複合型サービス報告書として使用して差し支えない。  □ 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。  ◆平18厘令34第78条第1曜用	適	
	□ 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ◆平18厘令34第78第2項準用	否	
	□ 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 ◆〒18軒34第78紫33啡用 ⑤ 介護等 ◆〒18解発練30回04(10)⑥~③準用 ① 介護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。		
	<ul> <li>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該サービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。</li> <li>③ 利用者が看護小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。</li> </ul>		
	R3Q&A Vol. 5 問7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に対する指定訪 問入浴介護の提供について、連携方法や費用負担についての考え方 は、看取り期等で通いが困難となった利用者に対する訪問入浴介護サ ービスの提供に当たっては、当該サービスの提供に関する連携方法、 費用負担について、事業者間で調整及び協議の上、決定されたい。		
19 社会生活上 の便宜の提供 等	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 ◆〒18厚令34第79条第1項 ◎ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていているか。◆平18解釈過期30四04(11)①準用	適 · 否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ◆平18原令34第79条第2項準用 ⑤ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 ◆平18解釈題第30回04 (11) ②準用		
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ◆平18厚含34第79条第3項期 ⑤ 同条第3項は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の家族に対し、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。 ◆平18鱖融第30四04 (11) ③準期		
20 利用者に関する市町村への通知	□ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆〒18厚334第3条026準期 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	【 事例の有・無 】
21 緊急時等の対応	□ 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。 ◆平18瞬34第180条第1項 □ 看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。◆平18解給34第180条第2項 ◎ 緊急時等の対応 ◆平18解給34第180条第2項 ◎ 緊急時等の対応 ◆平18解論30/004 (4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者が現に当該サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、(看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護師等の場合には、必要な臨時応急の手当てを行うとともに)運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 ( )
22 管理者の責 務	□ 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ◆〒18原令34第28第1鄭 □ 管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆〒18原今34第28第2鄭 ■ 基準第28条は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の責務を、当該事業所の従業者の管理及び当該サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に本主眼事項第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。◆〒18解続端30元0元03(4) #用	適・否	管理者が掌握しているか。
23 運営規程	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてお	適	変更ある場合、変更届 が出されているか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	かなければならない。 ◆平18瞬34第1条網 ― 事業の目的及び運営の方針 こ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑤ 従業者の「員数及び職務の内容 ⑥ 従業者の「員数及び職務の内容 ⑥ 近親等のよから、規程を定満たっては、第2において置くべきとされている員数を活力す範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(第4の1に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。) ◆平18解網類30-04(21)⑥ 三 営業日及び営業時間 四 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 五 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額の事業の実施地域 セ サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 + 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑥ 本主眼事項第4の40の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等) や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等営に関する重要事項 ⑥ 本主限事項を指する重要事項 ⑥ 営業日及び営業時間 365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載し、ことが記載し、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載し、ことが記載し、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載し、ことは想定していないことがら、営業日は365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載し、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは制定していないことから、営業日は365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことがら、営業日は365日利用者のである。◆平18解釈題第30回04(13)⑥準期	· 否	(人のかなり) (人ののなり) (人のののでは、 (人ののでは、
24 勤務体制の確保等	□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 ◆〒18順約4第10線14連用 ◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ◆〒18期離第30=0=03 (6) ①準用 □ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。 ◆「10原約4億30線24連用 ◎ 原則として、従業者によってサービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 ◆「118解謝類30=0=03 (6) ②準用 □ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ◆「18時34第30条第34時用 ◎ 当該義務付けの対策に関する的には、各資格のカリキュョヲム与において、認知症介護に関するとよ、第3類を持つ対策に関するのが技において、記知症介護に関するのが技において、記知症介護に関するのが技において、記知症の介護に関するといる名とよるで、18年間では、同様をでは、同様のでは、同様をでは、同様のでは、同様をでは、同様ないは、同様のには、同様をでは、同様のは、同様のは、同様のは、同様のは、同様のは、同様は、同様のは、同様のは	適・否	実際の勤務表を確認 一 ド

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係をよりも一とを防止するための大きので、というないで、で、は、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で		ハラスメント対策の実施 【 有・無 】
25 業務継続計 画の策定等	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ◆平18幹34第3約3002第1 騨用 □ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居	適・否	業務継続計画の有・無 周知の方法 見直しの頻度
	宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。◆平18厚令34第3条の30の2第2項準用		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計 画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている か。◆平18厚令34第3条の30の2第3項#用		研修の開催 年 1 回以上必要 実施日 年 月 日
	<ul> <li>◎ 業務継続計画の策定等 ₹18解驗期30=0=03 (7) 年</li> <li>① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>		新規採用時の研修の有 無 【 有 ・ 無 】
	従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計 画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第3条の30の		訓練の実施 年1回以上必要
	2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項		実施日 年 月 日
	目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを		
	妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者へ		
	の対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)		
	c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施		
	することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生し		
	た場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、 事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施す		
26 定員の遵守	ることが適切である。 □ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超え	適	
	て指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ◆〒18幹34第82条押	否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	◎ 「特に必要と認められる場合」としては、登録者の介護者が急病等のため事業所においてサービスを提供する必要が生じた場合や登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合などが考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいう。◆〒18解釈選購30回04(14)舞		
	□ 過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。 ◆平18厚634第82榮第2興期		
27 非常災害対策	□ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ◆平18除34第82約2第1藥期	適・否	【 計画の有・無 】  □ 消火及び避難訓練は年2回以上実施しているか。
	<ul> <li>□ 上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ◆平18帰334第82級2第2興期</li> <li>◎ 非常災害対策 ◆平18解釈通知第3の四の4(16) 期 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時</li> </ul>		□ 上記訓練は消防署 等の協力を得ている か。
	に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知 徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火 災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求め ることとしたものである。		□ 消防団や地域住民 と連携が図れている か。
	<ul> <li>◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</li> <li>◎ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせることとなるが、防火管理者を置くことが義務づけられていない事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</li> </ul>		□ 消防計画は作成されているか。 □ 風水害、地震等の災害に対処するための計画は作成されているか。
	<ul> <li>◎ 避難、救出その他の訓練の実施に当たってできるだけ地域住民の参加が得られるように努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。</li> </ul>		□ 消防署の消防計画 が届出されているか。
28 協力医療機 関等	□ 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 ◆平18除34第83祭1弾用	適 · 否	
	□ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ◆〒18原33第3第2票		
	□ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の 連携及び支援の体制を整えなければならない。◆平18厚令34第83線30票期		
	<ul> <li>◎ 協力医療機関等 ◆平18 解職端30m04 (18) 準</li> <li>① 協力医療機関及び協力歯科医療機関は事業者から近距離にあることが望ましい。</li> <li>② 事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決め</li> </ul>		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたいのでいた。		研修及び訓練の開催 (年1回以上必要) 開催日 年月日 新規採用時の研修の有無 【有・無】
30 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項 を掲示しているか。 ◆平18厚令34第3条の32第1弾用 □ 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 ◆平18厚今34第3条の32第2弾用 □ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ◆平18厚今34第3条の32第3項開 (令和7年度から義務付け)。 ◎ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供する サービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申	適・否	□ 掲示法をない場合は 代替方法を確方かいでな確方法をであるかい。 日本 では
	込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条3項は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、原則として、重要事項を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 □ 従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。		
31 秘密保持等	□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (平18軒34第3条033第1)薬期	適 · 否	従業者への周知方法 就業規則等確認
	□ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要		事業所の措置内容

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	な措置を講じているか。 ◆〒18除34第3約33第2欒期  ② 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ◆〒 ㈱縄知第0-04 (26) ② 準用 ※ あらかじめ違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。		
	□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆平18厘今34第3条の33第3項準用 ⑤ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平18懈級過期第0-04(26)③準用		同意文書確認
32 広告	□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は 誇大なものとなっていないか。◆平18厚令34第3条の34準用	適 • 否	【 広告の有・無 】 あれば内容確認
33 居宅介護支 援事業者に対 する利益供与 の禁止	□ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆平18厚令34第3条の35準用	適 · 否	
34 苦情処理	□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ◆ 18 章 3 4 第 3 6 第 1 難用 ◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。 ◆ 平 18 解釈通知第30 - 0 4 (28) ① 準用	適・否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 ( ) 口 相談窓口に福知山 市役所の連絡先を掲載 しているか。
	□ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		□ 苦情相談窓口が事業所内に掲示されているか。 □ 苦情受付事例確認あれば処理結果確認
	□ 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		事例の有・無 直近事例 (年月)
	◆平18厚令34第3条の36第3藥期  □ 市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平18厚令34第3条の36第4薬用		事例の有・無 直近事例 ( 年 月)
	□ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険 団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するととも に国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合に おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18時34第3条036第5藥期		
	<ul><li>□ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</li><li>◆平18帰34第3級36第6藥期</li></ul>		
35 調査への協力等	□ 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において	適 · 否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  「本18原34第84禁制  事業者は市町村の求めに応じ、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとする。さらに、当該情報について、自ら一般に公表するよう努めるものとする。 (努力義務) 「本18解職類30回04(19) 準用		
36 地域との連携	□ 大きないことの場所を記していることが最近のでは、利用者のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	適・否	運営推進会議□ 2箇月に1回開催 している。□ 必要ない。 □ が出席しているか。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。  二 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基考えられるが、法人のホームページへの記載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。  ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、令和2年度老人保健健康増進等事業所の業務負担軽減に関する事業」(公益財団法人日本訪問看護財団)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。		
	□ 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するととも に、当該記録を公表しなければならない。◆平18降34第34第2礫用 ◎ 記録は2年保存 ◆平25歳条例4第201条第2項		
	□ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ◆〒18原34第34第3欒期 ⑤ 基準第 34 条第 3 項は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、当該サービス事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 ◆平18解釈通知第30二0二03 (10) ③準用		
	□ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの 苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その 他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ◆〒18帰34第34纂4騨用 ◎ 基準第 34 条第 4 項は、基準第 3 条第 2 項の趣旨に基づき、介護 サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村と の密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ◆平18網融票30-04 (29) 優押		
	<ul><li>□ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</li><li>◆平18帰34第34第5騨用</li></ul>		
37 居住機能を 担う併設施設 等への入居	□ 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第 171 条第 7 項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ◆平18帰34第86幾期	適 ・ 否	
38 全サのでは、	□ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するよう努めなければならない。  ◆平18厚含34第86約2類  ◎ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催	適・否	令和9年3月31日までは努力義務(経過措置) 利用者の安全並びに確保のでは変なの負担を対している方策を検討するのののである方策をののである方にあるののである方にある。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	基準第 86 条の2は、介護現場の生産性の向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で生産確する状況に応じた必要な対応を検討すると検討を強力し、利用者取り組む環境を整備の担いながら事業者の安全並びに介護サービスの質の確保及び開催につ間の表別でも検討するための委員会の設置にした間である。本条の適用に当日までの間のは、第4年の人の設置とは、10年の人の表別では、10年の人の表別では、10年の人の表別では、10年の人の表別では、10年の人の表別では、10年の人の表別では、10年の人の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		有無【有・無】
39 事故発生時 の対応	□ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆平18順約34第3条038第1項用 ◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。 ◆平1條職頻第00-04 (30) ①準用 □ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 ◆平18原約34第3条038第2項門 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。 ◆平1條服頻第00-04 (30) ③準用 □ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平18原約34第3条038第3項門 ◎ 損害賠償を速やかに行っているか。 ◆平18解過対第30-04 (30) ②準用	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 事例確認 事例分析しているか。 ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名: 賠償事例の有・無
40 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じているか。 (平18時34第3約3802期 一 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 ニ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防	適・否	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	止のための指針を整備すること。 三 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規 模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期 的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
	◎ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17 年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重		
	が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・ 虐待の未然防止     高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。		
	・ 虐待等の早期発見 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、虐待等 又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい 立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な 措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等) がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族か らの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出につ いて、適切な対応をすること。		
	・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。		
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待 防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発 見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する ための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種 で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすると ともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外		虐待の防止のための対 策を検討する委員会の 開催の有無 【有・無】 開催日 年 月 日
	の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。     一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。     なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと等に実施がずめこれである。		
	また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所にお		
	ける虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に		

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	上のための指 必要な項目が :いるか
へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	必要な項目が
価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「虐待の防針の有無防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	<b>必要な項目が</b>
イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	
二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号) 虐待の防止 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待 等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するも 年1回以上	上のための研 :必要 月 日
を作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新 新規採用時	寺の虐待の防 )研修の有無 )
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ◆平18 網融第30-04 (31) 準期	
居宅介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ・ スの会計	复合型サービ 十は他の事業 れているか。
<ul> <li>◎ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」に沿って適切に行われているか。◆平18解釈憩期30-04 (②) 準用</li> </ul>	
42 記録の整備 □ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 適 ◆平18厚令34第181繰1項	
四 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ◆平18厚含34第18指線項平25市条例39第13条 一 居宅サービス計画 二 看護小規模多機能型居宅介護計画 三 本主眼事項第4の13の規定による身体的拘束等の態様及び時	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  四 本主眼事項第4の14に規定する主治の医師による指示の文書 五 本主眼事項第4の17に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書  六 本主眼事項第4の9の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  七 本主眼事項第4の20の規定による市町村への通知に係る記録  八 本主眼事項第4の34の規定による苦情の内容等の記録  九 本主眼事項第4の38の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  十 本主眼事項第4の36に規定する報告、評価、要望、助言等の記録		
	© 「その完結の日」とは、上記一から九までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、上記十の記録については、基準第34条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 ◆平18解職第30二0元03(13)   また、当該事業所が病院又は診療所である場合には、保存すべき記録のうち、主治の医師による指示の文書及び看護小規模多機能型居宅介護報告書については、診療記録の保存で差し支えない。 ◆平18解釈通知第30八04(8)		
43 電磁的記録 等	□ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(本主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 ◆平18時34第183条第1項	適・否	
	□ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。◆平18除34第183 第2項  © 電磁的記録について ◆平18解釈題第501		
	基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機		
	に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(3) その他、基準第183条第1項及び予防基準第90条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	◎ 電磁的方法について ◆平18解職類502 基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。		
	(1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」		
	を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係 を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代え て、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印につ いてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」 を参考にすること。 (4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項におい		
	て電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3) までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第5 変更の届 出等 〈法第78条05〉	□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。◆法第805	適 · 否	
第6 介護給付 費の算定及び 取扱い <結(42条00第2項)	□ 事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ◆平18駐1260-	適 · 否	
1 基本的事項	□ 事業に要する費用の額は、平成24年厚生省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18暦1260元 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合(別表2)を乗じて得た額とする。		福知山市:その他 10.00円
	□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18暦1260至		
1-1 通則 (1) 常勤換算方 法	□ 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。 ◆平18 職職第201(7) なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなす。	適・否	育休や短時間勤務制度 等を利用している従業 員がいる場合の常勤(換 算)は通知や Q&A どお りか。
		<u> </u>	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	H27. 4.1Q&A 問1 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている 場合「育児・介護休業法」の所定労働時間の短縮措置の対象者につ いて、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、 当該対象者については、30時間勤務することで「常勤」として取り 扱って良い。		
	H27. 4.1Q&A 問2 問育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についての計算方法は。 → 常勤換算方法については、従前どおりであり、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にならない。		
(2) サービス種 類相互の算定 関係	□ 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けている間に、訪問リ ハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除 く指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費 が算定されていないか。◆平18電事購201(2)	適・否	
	□ 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居 者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を 受けている間に、複合型サービス費を算定していないか。 ◆平18階126號8點以平18體轉號201(2)		
	□ 登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅 介護を行った場合に、複合型サービス費は、算定していないか。 ◆平18厘126別表8注13		
(3)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法	□ 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」(以下「日常生活自立度」という。)を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書(以下「判定結果」という。)を用いるものとしているか。◆平18艦轉線201(12)	適・否	認知症加算の算定【有・無】 決定方法はいずれか ・医師の判定結果
	◎ 上記の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日を書の930第5号と記載した日本の第20第5号列20第5号列201号列201号列201号列201号列201号列201号列201号列201		・主治医意見書 ・認定調査票
	き、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。  ⑤ 医師の判定が無い場合(主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」9の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。		計画に以下の記載あるか ・判定結果 ・判定医師 ・判定日
2 複合型サービス費の算定基準	1 看護小規模多機能型居宅介護費 (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(当該事業所 と同一建物に居住する者を除く。)について、登録者の要介護状 態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位 数を算定しているか。 ◆平18厘126測表8注1	適・否	【算定の有・無】
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する 登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録してい		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	●₹18 標 1 月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ●₹18 標 1 2 6 順素 8 ± 2  ② 看護小規模多機能型居宅介護費の算定について ●₹18 體 1 類 2 6 5 (1)		【算定の有・無】
	別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合するものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ◆〒18暦126別表8注3  注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆〒27暦95第54号 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。 イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 ロ 利用の開始に当たって、あらいであること。 ハ 指定地域密着サービス基準第171条に定める従業者の員数を置いていること。 ニ 当該看護指定小規模多機能型居宅介護事業所が複合型サービスと。  当該看護指定小規模多機能型居宅介護事業所が複合型サービスと。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	H24Q&A Vol.1 問182 問 病院又は診療所について、保険医療機関の指定があったときには、複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。)の指定があったものとみなすこととされているが、今回の訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによる複合型サービスについては、この「厚生労働省令で定めるもの」に該当するのか。答該当しない(=みなされない。)。今後、医療系サービス同士の組み合わせによる複合型サービスが創設された場合には、厚生労働省令で当該組み合わせによる複合型サービスを定めることとなるが、今回の訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによる複合型サービスはこの対象ではない。		
	H24Q&A Vol.3問10 問 介護保険法令には、病院又は診療所において保険医療機関の指 定があったときには、複合型サービス(厚生労働省令で定めるも のに限る。)の指定があったものとみなす旨の規定があるが、今 回の訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せによる複合型サ ービスはみなし指定に該当するのか。 答 今回の訪問看護(医療系サービス)と小規模多機能型居宅介護 (福祉系サービス)の組合せによる複合型サービスはみなし指定 には該当しない。なお、当該規定は医療系サービスと医療系サー ビスによる複合型サービスが創設された場合に、当該複合型サー ビスをみなし指定を行う対象とすることを想定している規定であ る。		
3 身体拘束廃止未実施減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。◆平18厘±126 服表注4 (※)指定地域密着型サービス基準第177条第6号及び第7号に規定する基準に適合していること。◆平27厘±95第74号02  ⑤ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第73条第6項の記録(同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していないより体的拘束等の適正化のための指針を整備していない事実が生じた場合、速やかに改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。◆平18置載項酬第205 ③	適・否	【減算該当の有・無】 身体拘束の記録 件分有 身体拘束等の適正化の ための対策を検討する 委員会 (3月に1回以上) 回 身体拘束等の適正化の ための有無 【有・無】 身体拘束等の適正化の ための有無 【有・無】 身体的定期的な研修(年 2回以回
4 高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。◆平18暦12658825 (※) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。◆平27暦95第74号03  ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的に関催していない、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない又は高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止が生じた場合、速やかに改善計画を福知山市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められ	適・否	【減算該当の有・無】  虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】  虐待の防止のための指針の有無 【有・無】  虐待の防止のための研修(年1回以上) 年 月 日  担当者名

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	た月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。◆平18簡章項通知第202页  R6 Q&A Vol. 1 問 167 高齢者の虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又は再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くことなど)の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。  R6 Q&A Vol. 1 問 168 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。  R6 Q&A Vol. 1 問 169 改善計画の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。		( )
5 業務継続計画未策定減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。◆〒18暦台126張826 (※) 指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第38条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。◆〒27暦号9第74号04  ② 業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第33条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。◆〒27暦号9第74号04  ② 業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第33条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事が生じた場合に、その翌月(基準を満たさない事が生じた日のである場合は当該月)新の利用者全員にいて、所定単位数からは一である場合は当該事業所の利用者全員にいて、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、今和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針該減算は適用しないが、義務となっているよとを踏まえ、速やかに作成すること。 ◆年18體事験制第203028  R6 Q&A Vol.6 問7 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。なお、令和3年度の介護報酬改定において義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継計画の見直し実施の有無は、業務継続計画未策定減算については、運営指導等で不適切な取扱いを発発とした時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点ではない。  R6 Q&A Vol.1 問166 業務継続計画未策定減算については、運営指導等で不適切な取扱いを発発とした時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点でありませなる。また、判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。  財別企業等等が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。 財別の表質を対判的した場合、令和7年4月から減算の対象となる。また、時間介護事業所が、今和7年10月の運営指導等において、業務経続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。	適・否	減算該当の有・無】  感染症に係る業務継続計画の有無 【有・無】  非常災害に係る業務継続計画の有無 【有・無】
6 登録者数が 登録定員を超 える場合	□ 登録者の数が福知山市長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えた場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆平18厚告126別表8注1~3、平12厚告27第11号(、平18留誌事頭201(6) © この場合の登録者の数は、1月間(暦月)の登録者数の平均を	適・否	【減算該当の有・無】 定員超過がある場合、減 算対象とならなくとも 運営基準上の定員遵守 違反

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	用いる。 一大学を当該月の日本の大学を登録者のの実力を登録者のの第一のでは、大学を当まりのでは、大学を登録を当れている。 一大学を当たりました。 一大学の最大のの表すのとすがあります。 一大学の最大のの最大の大学の表述を記した。 一大学の最大のの表すのとすがあります。 一大学の最大のの表すのとする。 一大学の最大のの表すの表す。 一大学の最大のの表すの表す。 一大学の最大のでは、大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の表す。 一大学の最大の大学の表す。 一大学の最大の大学の表す。 一大学の表す。 一大学の最大の大学の表す。 一大学の表示を一大学		
7 従業者の員満たさない場合	□ 従業者の員数が、指定地域密着型サービス基準第171条に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。 ◆〒18暦126別表8注1~3、平12暦27第11号、平18體壽購201(8)  ⑤ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は当該年度の前年度(4月1日~3月31日)の平均を用いる。(ただし、新規開設又は再開の場合利用数の延数(1日元の場合、利用、者数の平均は、前年度の全利用数の延数(1日元ものの時)を当該前年度の日数で除して得た数とする。の一定との同時を受けた者の数の最大値を合計したもの)第一で表別では小数点第2位以下を切り上げるものとする。 ⑤ 介護従業者の人員基準欠如に係る減算の取扱い ① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員についで減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員についで減少に、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。 ⑥ 看護職員の人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される場合を除く)。 ⑦ 介護支援専門員の人員基準欠如に係る減算の取扱い介護支援専門員を配置していない場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っていまで、利用者全員について所定単位数が減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに、の介護支援専門員を配置していない場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。 ただし、研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、介護支援専門員を新たに配置し、	適・否	【減算該当の有・無】 前年度の利用者数の平均 ( )人 ・ )人 ・ 小数第2位以下切上 が見にの事例のの有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	かつ、研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該計画作成担当者の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支ない。  ② 福知山市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。		
8 供るに サが場つい に で の で の で の で の に に の に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合をいり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。◆₹18票請126號887注7 ② サービス提供が過少である場合の減算について・「理事時」は、当該登録者において暦月ごとに以下のイからいまでの方法に従ってものに、7を乗ずることに以下のイから当該月の日数で除したものに、7を乗ずることに以下のイから当該月の日数で除したものに、7を乗ずることに以下のイから当該月の日数で除したものに、7を乗ずることに以下のイから当該間・世にスを利用する場合によりである。イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合によるのでは、1回の訪問サービス 1回の訪問サービスを前間の中がはないため、 1回の訪問サービス 1回の記書をで表して算定するへが設けないた場合でも、訪問サービスにお訪問で表れないたのようには訪問者で表れていた場合でも、方とには訪問者である。 で第2世十一ビスには計算をを行また、訪問サービスには計算をである。として第2を行う場合によいである。 (2) 「登録者1人当たり平均回数」は、当定した場合のとすることに①のイから該月の日数に当を発すした場合のとするとのに、では、1の日数の第2定の際に控除するものとを除く。)にでのおもしに対しては、1のの日を除く。)にでの取扱いとする。 (3) 登録者が同日以ばは、第2世間を解するとにした場合の入院に入院を指導するものとする。 (4) 福知山市長は、サービス提供回数が過少である状態が継続するとする。	適・否	【 □回り以(対 ※ 自 提 イ ロ ( ハ
9 サテライト 体制未整備減 算について	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算の届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。◆平18階第126 服8 ℓ 注8  ⑤ サテライト体制未整備減算について ◆平18 電影 乗 通 第 2 0 9 7 7 1 9 7 9 7 7 7 7 7 7 9 7 7 7 7 9 7 7 7 7	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定することとなる。 ② サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前3月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとする。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、4月目以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定する。 ③ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所については、訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、当該加算の届出の有無については、相互に情報を共有する。		
	H30 Q&A Vol. 1 問121 訪問看護体制減算については、サテライト型看護小規模多機能型居 宅介護事業所及びその本体事業所である看護小規模多機能型居宅介 護事業所それぞれにおいて届出し、該当する場合にそれぞれが算定す るものであるが、サテライト体制未整備減算については、サテライト 型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所のいずれかー 方が訪問看護体制減算を算定している場合に、サテライト体制が減算 型であるとして、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及 び本体事業所の両方においてサテライト体制未整備減算を算定する。		
10 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	□ 看護小規模多機能居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める 地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部と して使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を 除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型 居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単 位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18階第126 服長8/注9	適・否	【算定の有・無】
	© 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、 着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)と し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業 所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本処とする看護小 規模多機能型居宅介護従業者による看護小規模多機能型居宅介護 は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本処とする看護 小規模多機能型居宅介護従事者による看護小規模多機能型居宅介 護は加算の対象となるものであること。 ◆平18曜事職類2028準用		
11 中山間地域 等における小 規模事業所加 算	□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、看護小規模多機能型居宅介護費については1月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平18 暦第126 服務 (注10	適· 佔	【算定の有・無】
	◎ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。 ◆平1800章項通知第202回		
12 中山間地域 等サービス提 供加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費(短期利用居宅介護費を除く。)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が別に定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 • 平18 縣 126 服 8 任 11	適・否	【算定の有・無】
	◎ この加算を算定する利用者については、当該利用者の選定により		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定看護小規模 多機能型居宅介護を行う場合に要する交通費の支払いを受けることはできない。 ◆平18館事項過期2020年		
13 訪問看護体 制減算につい て	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が 定める基準(注)に適合するものとして、福知山市長に届出を行っ た事業所について、要介護状態区分が要介護 1、要介護 2 又は要介 護 3 である者については、1 月につき925単位を、要介護 4 である者 については1月につき1、850単位を、要介護 5 である者については1 月につき2、914単位を、所定単位数から減算しているか。 ◆平18 駐 126 服表8 注 14	適・否	【 該当の有・無 】
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第75号 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間においての指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。		
	ロ 算定日が属する前3月間においての指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所における総数のうち、緊急時対応加算(当該事業 所における加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が100分 の30未満であること。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算( 看護小規模多機能型居宅介護事業所における加算をいう。)を算 定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。		
	<ul> <li>⑤ 訪問看護体制減算について ◆₹18體확鏈端209間</li> <li>① 上記注イの基準における利用者割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。</li> <li>ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者の総数イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数</li> </ul>		
	② 上記注口の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数		
	③ 上記注ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者の数 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の数		
	④ 上記①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①から③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。また、算定日が属する月の前3月間において、複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないこと。		
14 医療保険の 訪問看護を行	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、指定看護小規模多機 能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期	適	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
う場合の減算について	の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等(注)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。◆平18厘4第1260     12   13   13   14   15   15   15   16   16   16   16   16	・否	
	注 別に厚生労働大臣が定める疾病等 ◆平27階94第51号 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、 脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、 パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変 性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限 る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ 橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性 多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を 使用している状態		
	© 看護サービスの指示の有効期間について ◆平18 0 9 № 看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものであること。		
	<ul> <li>● 医療保険の訪問看護を行う場合の減算について</li></ul>		□ 医療保険の訪問看護を行った場合は、期間に応じて減算しているか。
	H24 Q&A Vol.1 問179 問 要介護3の複合型サービスの利用者が、特別指示により医療保 険による訪問看護の対象者となった場合、減算する単位数はどの ように計算するのか。 答 当該サービス提供月における特別指示の期間が14日間の場合、 30単位×14日=420単位を複合型サービス費より減算する。		
	<ul> <li>◎ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の看護サービスの提供について ◆平18館轉第209件 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この項において「理学療法士等」という。)による看護サービスは、その看護サービスが看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに看護サービスを提供させるという位置付けのものである。 なお、言語聴覚士により提供される看護サービスは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法第42条第1項)に限る。</li> </ul>		
15 主治医が特	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、指定看護小規模多機	適	【特別指示書の交付の

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
別な指示を行った場合	能型居宅介護を利用しようとする者(短期利用居宅介護利用者を除く。)の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については、1日につき30単位を、要介護4である者については、1日につき60単位を、要介護5である者については、1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。◆平18厚端126 臓8 ℓ 注16	否	事例の有・無】 有の場合の事例 ・
16 初期加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間につ いては、1日につき30単位を加算しているか。30日を超える病院又 は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再 び開始した場合も、同様とする。 ◆〒18厘時第126号號表8八注	適 ・ 否	【 算定の有・無 】
17 認知症加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準(注1)に適合しているものとして、福知山市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にお認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い(1)及び(2)について1月につつきそれぞれがの加算を算定している場合は、その他の加算を算定しない。◆平18展5第126号級表3章に関げる区域のでででは、別に厚生労働大臣が定める登録者(注2)に対して前援多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める登録者(注2)に対して前提の表3章を名(注2)に対して前足元書を心力で表3を場合は、30及び(4)について1月につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。◆平18展5第126号級表3章(注2)に対して前に力きそれぞれ所定単位数を加算しているか。◆平18展5第126号級表3章(注2)に対してが表1月につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。◆平18展5第126号級表3章(注2)に対して1月につきそれぞれ所定単位数を加算しているか。◆平18展5第126号級表3章(注3)といるの場合は、別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第5405号イを認知症加算(II) 920単位(2)認知症加算(II) 920単位(3)認知症加算(II) 890単位(3)認知症加算(II) 460単位 注1 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第5405号イを、	適・否	【 算

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	<ul> <li>◎ 認知症加算について ◆平1800事項205 (10) 参照</li> <li>① 「日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。</li> <li>② 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。</li> </ul>		
	③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのための		
	ガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。		
	R6 Q&A Vol. 1 問 1 7 認知症加算(I)・(II)の算定要件について「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、以下のいずれかの研修である。 ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ② 日本看護協会認定している看護系大学院の「老人看護」及び		
	「精神看護」の専門看護師教育課程 ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。 R6 Q&A Vol.1 問18		
	認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定 結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービス の計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合に は、最も新しい判定を用いる。 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基 づき、認定調査員が記入した同通知中「2 (認定調査員」に規定す		
	る「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。		
	R6 Q&A Vol. 1 問19 認知症加算(I)・(II)について、専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。 なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。		
	R6 Q&A Vol. 1 問20 認知症加算 (I)の認知症介護指導者は、認知症介護指導者研修 修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行ってい る場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。		

主眼事項	着	哏 点	等			評価	備考
	R6 Q&A Vol. 1 問2 認知症加算(I)・(II) については認知症介護実践研介護実践リーダー研修)の企 事することが予定されたたか 平成20年度までに行われたカ リーダー研修の内容が全て合 症介護実践リーダー研修が未 のとみなすこととする。 従って、認知症加算(II) 未満の場合にあっては、平成 修を修了した者(認知症介護 置で算定できることとなる。	において、 で修 (	定介護実践 に参加しての とにおいて とことも当該 は、加算対 前の認知症	者研修及 及 は は 講 要件に が は 過 を 修 を が し 過 を 修 を な の と で が の と で の の の の の の の の の の の の の	「認知症」 にもり実践知った。 を選認から を表する。 を対象を は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
	R6 Q&A Vol. 1 問2 例えば、平成 18 年度より 護福祉士会等が実施する「介 ついては、認知症介護実践リ → 本加算制度の対象となる は、自治体が実施又は指定 ム、講師等を審査し、適当	全国社会を   護福祉士    一ダー研修   認知症介記   する研修と	ファースト 修相当とし 獲実践リー としており	ステップ研 て認められ ダー研修に 、研修カリ	が修」に れるか。 こついて リキュラ		
	R 6 Q&A Vol. 1 問2 認知症介護実践リーダー研 施について」(平成12年9月 事業の円滑な運営について」 いて規定する専門課程を修了	「修修了者」。 「5日老発第 (平成124	第623号)及 第10月25日	び「痴呆が 老計第43号	个護研修		
	R6 Q&A Vol. 1 問2 認知症加算(I)・(II) 特定事業所加算やサービス提 ける 従業者の技術指導を目 合であって、当該会議の検討 導についての事項で、当該会認 介護員等や全ての従業者が参 考えてよい。	における。  供体制強化  的とした会  内容の 1 :  議 に登録:	化加算にお 議」が同時 つが、認知: ヘルパーを	ける「事業 期に開催る 症ケアの技 含めた全で	だ所にお される場 技術的指 ての訪問		
	R 6 Q & A Vol. 1 問2 認知症加算(I)を算定す 件の一つである認知症介護実 症介護指導者養成研修修了者 者を別に配置する必要がある → 必要ない。例えば加算の ・ 認知症介護実践リータ 両方を修了した者 ・ 認知症看護に係る適切 のいずれかが1名配置さ を算定することができる。 (研修修了者の人員配置例)	「るために!!  選銭リーダ-    文は認知!   のか。  対象者が2  で一研修を!	ー研修修了 定看護に係 20名未満の 認知症介護 修了した者	者に加えて る適切な研 場合、 指導者養尿	で、認知 研修修了 数研修の		
	(MIDID THURSDEN)	10	加算対象				
	必 「認知症介護に係る専	~19	20~29	30~39	• •		
	要     門的な研修」       な     認知症介護実践       研     リーダー研修       修     認知症看護に       修     係る適切な研修	1	2	3			
	ア 「認知症介護の指導に 者 係る専門的な研修」 の 認知症介護指導者 配 養成研修 置 認知症看護に係る 数 適切な研修	1	1	1			

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(注)指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。  R6 Q&A Vol.3 問4 「認知症介護実践リーダー研修の研修対象者として、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者」とあるが、「それと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者」とは、例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として7年以上サービスを利用者に直接提供するとともに、そのうちの3年以上、サービス提供責任者としても従事する者を研修対象者として認めていただくことは差し支えない。		
18 認知症行 動・ション 対応 動・ション 対応 動・ション が応加算	□ 短期	適・否	【 算定の有・無 】 医利介氏   一
19 若年性認知 症利用者受入 加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして 福知山市長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者(介護 保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によっ	適 · 否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	て要介護者となった者をいう。)に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき800単位を加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。 ◆平18厚時第126号別表8个注		
	注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第18号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてい ること。		
	◎ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。◆平18留意事項過期20302(16)準用		
	H 2 1 Q & A Vol. 1 問102 施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資 格等の要件は問わない。		
	H 2 1 Q & A Vol. 2 問24 個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提 供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者への サービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。		
	H30.3.23 Q&A Vol.1 問40 若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護 や看護小規模多機能型居宅介護のように月単位の報酬が設定されて いる場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱 うのか。		
	→ 本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報 酬が設定されている小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能 型居宅介護については65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単 位の加算が算定可能である。		
20 栄養アセスメント加算	□ 看護小規模多機能居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注意が介護している情報である。としている間及が当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 ◆〒18 暦第126号別表8 ト注 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(18 栄養改善加算において「管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養す、看護職員、介護職員、生活相談員という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者によの家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応すること。 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養で理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4) 定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。	適・否	【 算定の有・無 】
	<ul> <li>◎ 栄養アセスメント加算について ◆平18體轉通端20302(17) 準期</li> <li>① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</li> <li>② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名</li> </ul>		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	以上配置して行うものであること。 ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養・幅報に表すること。 ハ 人必要に報説を持ている。 ・		<u>LIFEへの提出</u> 【 有・無 】
21 栄養改善加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届けして、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算しているから、大だし、栄養改善サービスを加算しているの別では、発養改善が、大だし、栄養改善を担づなの別では、引き続き行ったとの経費として1回にの対から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果が、低栄養状態がなる利用者については、引き続き算定することができる。◆平18厘第126号服表8升注 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共商して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 定員超過又は人員欠如による減算の状態にないこと。 (6) 栄養改善加算について ◆平18電静職端20302 (18) 準用   ・栄養改善加算について ◆平18電静職端20302 (18) 準用   ・栄養改善加算について ◆平18電静職端20302 (18) 準用   ・栄養改善加算について ◆平18電静職・20302 (18) 準円   ・栄養改善加算について ◆平18電静職・20302 (18) 準円   ・栄養改善加算について ◆平18電静・12 に   ・栄養改善力量に係る栄養である。	適・否	【 算定の有・無 】 内部管理栄養士配置 → 管理栄養士配置 → 部管 有・無 外部で有・無 ・加算該当者の該当内容 (◎取扱いの②)確認 ・栄養ケア計画確認 ・加の取扱いの③)確認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認 ・加の取扱いの③)を認

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行う		※令和6年3月15日 老高発0315第2号他 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、 口腔の実施及び一体的 取組について」参照
	ものであること。 ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。 イ BMIが18.5未満である者		
	ロ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者		
	ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者。 なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。		
	<ul> <li>ロ腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)</li> <li>生活機能の低下の問題</li> <li>褥瘡に関する問題</li> </ul>		
	<ul> <li>食欲の低下の問題</li> <li>閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する (16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)</li> <li>認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する</li> </ul>		
	(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) ・ うつの問題(基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。)		
	④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。		
	ロ 利用開始時に管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂 食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する 解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。) を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その 他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事		
	に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、看護小規模多機能型居宅介護においては、栄養		
	ケア計画に相当する内容を看護小規模多機能型居宅介護計画 の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作 成に代えることができるものとすること。 ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養		
	改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施 上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 二 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況 を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決する ため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅		
	を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の 把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談 等の栄養改善サービスを提供すること。 ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	の状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 <ul> <li>サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。</li> </ul> <li>(5) 概ね3月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。</li>		
22 口腔・栄養スクリーニング加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護のび業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔企場合に、次に掲げる区分に応じ、10元とで対している場合に、次に掲げる区分に応じ、10元とでは第一位の上でが加算を算定している場合にあっては算定しない。4年18時第126号別表別と(1)の腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位(2)口腔・栄養スクリーニング加算(I)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に対しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者の口腔の健康状態に対していること。(2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態のあるとい、2元と表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	適・否	【 算定の有・無 】 ・利用開始時及び利用中 6月ごとについて確認。・利用確認。・利用者の関係を 後状態について確認。・利用者の関係を ・利用者の ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、
	栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 (5) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。  ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニ		・他の事業所での口腔連 携強化加算の算定の 有・無

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	ングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。 (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。		
	四 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。  ② 口腔・栄養スクリーニング加算について ◆18 00 00 00 (19) 期 ① 口腔・栄養スクリーニング加算について 「係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第51号の6口に規定する場合にあっては、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただんリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニングのできる。  ③ 口腔スクリーニングのできる。  ③ 口腔スクリーニングのできる。  ③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び		
	一体的取組について」を参照されたい。 イ ロ腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者 d 定・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングが加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニ		
	ング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算 定できること。 R3 Q&A Vol.3 問20 令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所に		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	おいて、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定でき る。		
23 口腔機能向上加算	□ 看護機能の上の上の上の一般機能のよる基準 (項の) を対しているとして、	適· 否	【 ・ ・ ・ (な利を( 評( 記 ・ ※老「・ロ取

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
24 退院時共同	の適切な措置を講にていない。 なお、「関係といった。 なお、「関係といった。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない	適	LIFEへの提出         ( 有・無 )
指導加算	老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共	- 否	1 #AVH m 1

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(注)にあるものをいう。以下同じ。)については2回)に限り、600単位を加算しているか。◆平18厚鵠126号脿8μὰ		
	注 別に厚生労働大臣が定める状態 ◆平27階94第53号 次のいずれかに該当する状態 イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅内分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態ニ 真皮を越える褥瘡の状態ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態		
	② 退院時共同指導加算の取扱い ◆〒18籃事購202 (15) 参照 ① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回(厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第6号を参照のこと。)にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。		
	なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 2回の当該加算の算定が可能である利用者(①の厚生労働大		
	臣が定める状態の者〉に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。 ③ 複数の看護小規模多機能型居宅介護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護を人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の看護小規模多機能型居宅介護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。 ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に		
	訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと(②の場合を除く。)。  ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。		
25 緊急時対応 加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が 定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、 利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体	適 • 否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合(訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、1月につき774単位を加算しているか。 ◆平18厘铢126号號87注		
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ♠₹2.7階95第76号 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求 められた場合に常時対応できる体制にあること。		
	<ul> <li>② 緊急時対応加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービス及び宿泊サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を行う体制にある場合には当該加算を育定する旨をでいていない。</li> <li>② 緊急時対応加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービス及び計画的にある場合には当該加算を介言を得た場合に加算する。</li> <li>② 緊急時対応加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービス又は宿泊サービスを行かた日の属護保険で請介が支援を利用した場合の当該訪問看護の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該における緊急時対応加算に係る訪問看護を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用した場合の当該問題を利用者に対して、場合の利用者に対して、他の事業所から緊急時対応加算に係る訪問看護としては、当該利用者に対して、他の事業所がら緊急時対応加算に係る宿泊を受けていないか確認すること。</li> <li>④ 緊急時対応加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が看として経過を機能型居宅介護事業所が経過を持たの対域を対応が表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表</li></ul>		
26 特別管理加 算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、当該事業所が、当該サービス(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分(注)に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18時第126号級表87注 (1) 特別管理加算(I) 500単位 (2) 特別管理加算(I) 250単位	適・否	【 算定の有・無 】
	注 別に厚生労働大臣が定める区分 ◆平27県4第54号 (1) 特別管理加算(I)  退院時共同指導加算の厚生労働大臣が定める状態のイに該当する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合 (2) 特別管理加算(Ⅱ)  退院時共同指導加算の厚生労働大臣が定める状態の口からホまでに該当する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合		
	<ul><li>○ 特別管理加算について ◆〒18館轉購202(位) 準用</li><li>① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が看護 小規模多機能型居宅介護事業所を選定する上で必要な情報とし</li></ul>		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	て届け出させること。 ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。 なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1箇所の事業所に限り算定できる。 ④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP(National Pressure Ulcer of Advisory Panel)分類皿度若しくはIV度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。 ⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生のいて記録すること。 ⑥ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を型居宅介護事子所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。 ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、点滴注射の実施内容を記録すること。		
27 専門管理加 算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして、福知山市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の緩和ケア、停を受けた看護小規模多機能型居宅所となり、工作の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)第3 7条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる・第の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる・第小規模多機能型居宅のよりでを修了した看護理を行っる場合には、1月に1回に限り次に関する計画が、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる下で単位数に加算しているか。  イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係を専り鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越認られる利用者(全での療養を行っているものに限る。)にも関係を受けた看護のが表しては人工院とは人工院とは、1 に関するの状態にある利用者に行った場合に限る。) 250単位 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第	適・否	【 算定の有・無 】 研修を修了した看護師が担当しているか。 の利用者は特定行為 に係る手順書の交付対
	(お想報師の学足力法(平成20年序王労働省日が第38号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。) の区分番号 C 007の注 3 に規定する手順書加算を算定する利用者 に対して行った場合に限る。) 250単位 ◆平18厚第126号服表8 №   注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚件95第76号の2 次のいずれかに該当するものであること。 イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係		象の利用者(医科診療報酬点数表の区分番号COO7に掲げる訪問看護指示料の注3を算定する利用者に限る。)か。

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。 ロ 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第五号に規定する指定研修機関において、同項第一号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに係る研修を修了した看護師が配置されていること。		
	● 専門管理加算について ◆平18智i轉209(25) ① 専門管理加算のイは、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者(重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者(在宅での療養を行っているものに限る。)にあっては真皮まで状態の利用者)、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続若しくは人工膀胱のその他の合併症を有する利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示の文書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配した、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り算定す		
	る。 a 緩和ケアに係る専門の研修 (a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。         (600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの) (b) 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。 (c) 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。 (i) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要 (ii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその		
	治療 (iii) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程 (iv) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のため の支援方法 (v) セルフケアへの支援及び家族支援の方法 (vi) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームア プローチ		
	(vii) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント (viii) コンサルテーション方法 (ix) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について (x) 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践 b 標疸ケアに係る専門の研修		
	(a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な 褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研 修期間で、修了証が交付されるもの (b) 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクア セスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサ ルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実 施する思修		
	c 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修 (a) 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な人工肛門及び人工膀胱のケアに関する知識・技術が習得できる600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの (b) 講義及び演習等により、人工肛門及び人工膀胱管理のための皮膚障害に関するアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法		
	等を具体例に基づいて実施する研修 ② 専門管理加算の口は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第1号に規定する特定行為に係る同項第2号に規定する手順書(以下「手順書」という。)の交付対象となった利用者(医科診療報酬点数表の区分番号COO7に掲げる訪問看護指示料の注3 を算定する利用者に限る。)に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	示の文書及び手順書に基づき、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に配置されている、同項第5号に規定する指定研修機関において行われる同項第1号に規定する特定行為のうち指定看護小規模多機能型居宅介護において専門の管理を必要とする次の行為に係る研修を修了した看護師が、定期的(1月に1回以上)に指定看護小規模多機能型居宅介護を行うとともに、当該利用者に係る指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り算定する。なお、手順書について、主治の医師と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること。 a 気管カニューレの交換 b 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 c 膀胱ろうカテーテルの交換 d 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去		
	e 創傷に対する陰圧閉鎖療法 f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 g 脱水症状に対する輸液による補正		
	R6 Q&A Vol. 1 問38 専門管理加算のイの場合において求める看護師の「緩和ケア、褥 瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修」には、具 体的には、現時点では以下の研修が該当する。 ① 褥瘡ケアについては、日本看護協会の認定看護師教育課程「皮 膚・排泄ケア」 ② 緩和ケアについては、		
	・ 日本看護協会の認定看護師教育課程「緩和ケア※」、「乳が ん看護」、「がん放射線療法看護」及び「がん薬物療法看護※」 ・ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」の専 門看護師教育課程 ③ 人工肛門及び人工膀胱ケアについては、日本看護協会の認定看護		
	師教育課程「皮膚・排泄ケア」 ※ 平成30年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。例えば「緩和ケア」は、従前の「緩和ケア」「がん性疼痛看護」も該当し、「がん薬物療法看護」は従前の「がん化学療法看護」も当該研修に該当する。		
	R6 Q&A Vol. 1 問39 専門管理加算の口の場合において求める看護師の特定行為研修に は、具体的には、現時点では、特定行為に係る看護師の研修制度に より厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる以下の 研修が該当する。 ① 「呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連」、「ろう孔管理関		
	連」、「創傷管理関連」 及び「栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連」のいずれかの区分の研修 ② 「在宅・慢性期領域パッケージ研修」		
	R6 Q&A Vol. 1 問40 専門管理加算を算定する利用者について、専門性の高い看護師に よる訪問と他の看護師等による訪問を組み合わせて指定訪問看護を 実施してよい。ただし、専門管理加算を算定する月に、専門性の高 い看護師が1回以上指定訪問看護を実施していること。		
	R6 Q&A Vol. 1 問41 問7専門管理加算について、例えば、褥瘡ケアに係る専門の研修を 受けた看護師と、特定行為研修を修了した看護師が、同一月に同一利 用者に対して、褥瘡ケアに係る管理と特定行為に係る管理をそれぞれ 実施した場合であっても、イ又は口のいずれかを月1回に限り算定す ること。		
28 ターミナル ケア加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、在宅又は看護小規模 多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働	適 •	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	大臣が定める基準(注 1)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態(注 2)にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。)は、当該利用者の死亡月につき2,500単位を加算しているか。 ◆平18厚告第126号號表83號	冶	
	注 1 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆₹27階95第77号 イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護サービスを行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。		
	注2 別に厚生労働大臣が定める状態 ◆₹27厘894第55号 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態		
	② ターミナルケア加算について ◆平18 簡単類202 (13) 料 ① ターミナルケア加算については、在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。② ターミナルケア加算は、1 人の利用者に対し、1 箇所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア加算(以下「ターミナルケア加算等」という)は算定できないこと。 ③ 一の事業所において、死亡日及び死亡日前 14 日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。 ④ ターミナルケア加算等は算定できないこと。 4 ターミナルケア加算等は算定できないこと。		
	ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての 記録 イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化 及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	体制者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 なお、ウについては厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。  ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。  ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。		
	H24Q&A Vol.1 問180 (抜粋)  問 ターミナルケア加算について、「死亡診断を目的として医療機関 へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合」とあるが、24 時間以内とはターミナルケアを行ってから 24 時間以内という理解 でよいか。  答 ターミナルケアを行ってから 24 時間以内である。		
29 遠隔死亡診 断補助加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして、福知山市長に対し届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号 C 001 — 2 の注6の規定により準用する場合(指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。)を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(別に厚生働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。)について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、当該利用者の死亡月につき 150 単位を加算しているか。 ◆平18 轄 12 6 号 服 8 9 注	適・否	【 算定の有・無 】 対象利用者は特別地域に居住する者に限る。
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第77号02 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること。  ② 遠隔死亡診断書補助加算について ◆平18體事購209 (27) 遠隔死亡診断補助加算は、連携する保険医療機関において 医科診療報酬点数表の区分番号 C001の注8 (医科診療報酬点数表の区分番号 C001-2の注6の規定により準用する場合(指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。)を含む。)に規定する死亡診断加算を算定する利用者(特別地域に居住する利用者に限る。)について、主治の医師の指示により、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき、主治の医師による情報通信機器を用いた死亡診断の補助を行った場合に算定する。 なお、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修とは、厚生労働省「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修とは、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づく「法医学等に関する一定の教育」であること。		
30 看護体制強化加算	R6 Q&A Vol. 1 問42 遠隔死亡診断補助加算の算定要件である「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的には、現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」(平成29~31年度)及び「ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」(令和2年度~)により実施されている研修が該当する。  □ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるその他の加算は算定しない。∮平18厘5第126号別表8以注(1)看護体制強化加算(I) 3,000単位(2)看護体制強化加算(I) 2,500単位		
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27階95第78号 (1) 看護体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。 ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であるこ		
	と。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ニ 算定日が属する月の前12月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナル加算を算定した利用者		算定している場合、利用 者又はその家族への説 明・同意【有・無】
	が1名以上であること。 ホ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。 (2) 看護体制強化加算(II) (1)のイからハまでのすべてに適合すること。		算定がされなくなった場合、直ちに高齢者福祉課に変更届を提出しているか。
	<ul> <li>◎ 看護体制強化加算について ◆平18體轉第209(28)</li> <li>① 看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。</li> </ul>		
	② 看護体制強化加算を算定するに当たっては、「13 訪問看護体制減算について」を準用すること。 ③ 当該加算を算定するにあたっては、当該サービス事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。 ④ 当該加算を算定するに当たっては、上記注(1)のイ、ロ及びハの割合並びに二の人数(看護体制強化加算(I)に限る。)について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる旨の届け出を提出しなければならない。 ⑤ 看護体制強化加算(I)を算定するに当たっては、登録特定行		
	為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。 ⑥ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって(I)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該事業所においていずれか一方のみを届出すること。 ⑦ 当該加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。		
31 訪問体制強化加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費(短期利用居宅介護費を除く。) については、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している ものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小 規模多機能居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加 算として、1月につき1,000単位を加算しているか。◆平18階126服89炷		
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告95第78の2		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス(看護サービスを除く。)の提供に当たる常勤の従業者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)を2名以上配置していること。		
	<ul> <li>③ 訪問体制強化加算について ◆平18體轉驗繳第209 (29)</li> <li>① 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置する事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に算定する。当該加算を算定する場合は、訪問サービスの内容を記録しておくこと。</li> <li>② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨になく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。</li> <li>③ 「訪問サービスの提供回数」は暦月ごとに、「8 過少サービスに対する減算」の①ロの内容と同様の方法に従って算定した場合に算定が可能である。</li> <li>④ 事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限分のを併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における同一建物居住者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、上記①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。</li> </ul>		
	H30 Q&A Vol.1 問120 訪問体制強化加算は看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。)が訪問サービス(医療保険による訪問看護を含む)を提供した場合には、当該加算の要件となる訪問回数として計上できない。		
32 総合マネジ メント体制強 化加算につい て	□ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 総合マネジメント体制強化加算(I) 1,200単位 (2) 総合マネジメント体制強化加算(I) 800単位  ◆平18厚第126号服表89注 注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚約5第79号 イ 総合マネジメント体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	画(指定地域密着型サービス基準第百七十九条第一項に規定 する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。)の見直しを		
	行っていること。 (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設		
	に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する		
	ことのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。		
	(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地		
	域の行事や活動等に積極的に参加していること。		
	(4) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。		
	(5) 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活		
	全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サ ービス計画を作成していること。		
	(6) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		
	(一) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、 利用者の状態に応じた支援を行っていること。		
	(二) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域にないて世代間の充済の提の拠点した。ていること		
	域において世代間の交流の場の拠点となっていること。 (三) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を		
	行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事 業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施し		
	ていること。		
	四 市町村が実施する法第百十五条の四十五第一項第二号に 掲げる事業や同条第二項第四号に掲げる事業等に参加して		
	いること。		
	ロ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)イ(1)から(3)までに掲げる 基準に適合すること。		
	◎ 総合マネジメント体制強化加算について ◆平18智意事項209(30)		
	① 当該加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域		
	住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の		
	状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専		
	門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に 行う調整や地域住民等との調整や情報共有等の取組、また、看護		
	小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアの担い手として、地域		
	に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の多様な主体		
	とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包		
	括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価するものである。		
	② 上記注イ(1)及び(3)から(6)までについては、小規模多機能型居		
	宅介護と同様であるので、自主点検表「小規模多機能型居宅介護」の「19 総合マネジメント体制強化加算」の②を参照する		
	こと。なお、上記注イに規定する「その他の関係者」とは、保 健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。		
	③ 上記注イ(2)については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	と同様であるので、自主点検表「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護」の「20総合マネジメント体制強化加算について」の②		
	イを準用する。		
	なお、上記注イ(2)に規定する「その他の関係施設」とは、介 護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着		
	型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機		
	能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可		
	能な看護サービス (例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理) 等に関する情報提供をいう。		
	R6 Q&A Vol. 1 問145		
	総合マネジメント体制強化加算(I)において「日常的に利用者 と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保しているこ		
	こ   スパノソソンの ひょじゃ   江八 サンパロ以下   ハリルリナ の   仲間 と 唯 床 し て い む こ		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	と」とされているが、具体的な取組頻度についてどのように考えればよいか。また、相談に対応したことについて、どのように表せばよいか。 → 地域住民等からの相談への対応は、一定の頻度を定めて行うものではなく、常に地域住民等からの相談を受け付けられる体制がとられていれば、当該要件を満たすものである。また、日常的に利用者と関わりのある地域住民等からの相談が行われやすいような関係を構築していることも重要である。なお、地域住民等からの相談が行われていることは、日々の相談記録等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに資料を作成することは要しない。		
	R6 Q&A Vol. 1 問146 総合マネジメント体制強化加算(I)において「地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」とされているが、具体的な取組内容や取組頻度についてどのように考えればよいか。 → 具体的な取組内容については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18 年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)第2の5(12)において、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」の例をお示ししている。 ただし、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、看護)小規模多機能型居宅介護事業所が、事業所の所在する地域において、一定の理解・評価を得て、地域の中で核となり、地域資源を効果的に活用し利用者を支援する取組は、地域の実情に応じて、様々なものが考えられるため、当該通知に例示する以外の取組も該当し得る。 また、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」については、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために、利用者一人一人にとってどのような支援が必要かということについて、地域住民等と連携した上で、常に問題意識をもって取り組まれていれば、当該要件を満たすものである。		
	R6 Q&A Vol. 1 問147 総合マネジメント体制強化加算(I)における「地域住民等、他 の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域 密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同での事例検 討会、研修会等」については、市町村や地域の介護事業者団体等と 共同して実施した場合も評価の対象である。 ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問 わず地域住民や民間企業、他の居宅サービス事業者など複数の主体 が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して 実施する場合で あっても、これらの複数の主体が開催者又は参加者 として事例検討会等に参画することが必要である。		
33 褥瘡マネジメント加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18 厚第126 引服8 社 (1) 褥瘡マネジメント加算(I) 3 単位(2) 褥瘡マネジメント加算(I) 13単位 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27 居95 第71 号02	適・否	【 算定の有・無 】
	注 厚生労働人民が足める基準 ♥+ 1 / F = 3 3 月 / 1 5 0 2		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	<ul> <li>(1) 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</li> <li>(2) (1)の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</li> <li>(3) (1)の確認の結果、褥瘡が認められ、又は(1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</li> <li>(4) 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。</li> <li>(5) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</li> </ul>		
	ロ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次のいずれかに適合すること。 a イ(1)の評価の結果、褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。 b イ(1)の評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。		LIFEへの提出
	<ul> <li>◎ 褥瘡マネジメント加算について ◆平18電ӭ頭209(31)</li> <li>① 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成(Plan)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し(Action)といったサイクル(以下この(26)において「PDCA」という。)の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものである。</li> <li>② 褥瘡マネジメント加算(I)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71号の2イに</li> </ul>		【有·無】
	利用有主員を対象として利用有ことに大臣基準第17 号の21に 掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利 用者全員(褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定する者を除く。) に対して算定できるものであること。  ③ 大臣基準第71号の2イ(1)の評価は、平18留意事項通知別紙様式 5を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクにつ いて実施すること。  ④ 大臣基準第71号の2イ(1)の利用開始時の評価は、大臣基準第71 号の2イ(1)から(5)までの要件に適合しているものとして福知山 市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者につ		
	いては、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の 属する月の前月において既に利用している者については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこと。 ⑤ 大臣基準第71号の2イ(1)の評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有		
	する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 ⑥ 大臣基準第71 号の2イ(3)の褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドラインを参考にしながら、利用者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、利用者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式5を用いて、作成すること。なお、褥瘡ケア計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	<ul> <li>⑦ 大臣基準第71 号の2イ(4)において、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</li> <li>⑧ 大臣基準第71 号の2イ(5)における褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施上の問題(褥瘡管理の変更の必要性、関連ば種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)が管理に実施すること。その際、PDCAの推進及び褥瘡でフィードバック情報を活用すること。</li> <li>⑨ 褥瘡マネジメント加算(II)は、褥瘡マネジメント加算(II)の算定要件を満たす事業所において、役の評価の名別組長された利用者について、利用開始日の属する月の翌月収降に別組長さらに示す持続する発赤(d1)以上の褥瘡の発症がない場合に下準値数を算定できるものとする。ただし、褥瘡の和発がない場合に消費できるものとする。ただし、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとする。</li> <li>⑩ 褥瘡管理に当たっては、当該標瘡の発生するリスクがあった利用第にであること。</li> <li>R3 Q&amp;A Vol.3 問104 褥瘡マネジメント加算IIは、施設入所時に褥瘡の発生するのがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算IIを算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算IIを算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算IIを算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算IIを算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は標瘡マネジメント加算IIを算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算II</li> </ul>		
34 排せつ支援加算	を算定できる。  □ 看護小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準 (注) に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事所において、継続的に利用用ことの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げるの分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるで他の加算は算定しない。 ◆〒18暦第126号腺89柱 (1) 排せつ支援加算(Ⅱ) 15単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅲ) 20単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 20単位 (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みに同いて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとととの評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、排せつにつまとにより、予務支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、介護支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3) (1)の評価に基でき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいず状態の軽減が見込まれる者につ	適・否	【算定の有・無】

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	いて、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。  (二) イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。 (三) イ(1)の評価の結果、施設入所又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。		
	ハ 排せつ支援加算 (Ⅲ) イ(1)から(3)まで並びに口(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれに も適合すること。		
	<ul> <li>● 排せつ支援加算について ◆平18 簡単類209 (32)</li> <li>① 排せつ支援加算は、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同により、利用者が排せつに介護を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成 (Plan)、当該支援計画に基づく排せつ支援の実施 (Do)、当該支援内容の評価 (Check)とその結果を踏まえた当該支援計画の見直し (Action)といったサイクル(以下この(27)において「PDCA」という。)の構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った場合に加算するものである。</li> </ul>		LIFEへの提出 【 有・無 】
	② 排せつ支援加算(I)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71号の3に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員(排せつ支援加算(II)又は(II)を算定する者を除く。)に対して算定できるものであること。 ③ 本加算は、全ての利用者について、必要に応じ適切な介護が提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行うことにより、利用開始時と比較して排せつの状態が改善するこ		
	とを評価したものである。したがって、例えば、利用開始時において、利用者が尿意・便意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむつへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改善させたとしても加算の対象とはならない。  ④ 大臣基準第71号の3イ(1)の評価は、別紙様式6を用いて、以下の(ア)が特別のがは、		
	(ア)排尿の状態 (イ)排便の状態 (ウ)おむつの使用 (エ)尿道カテーテルの留置 ⑤ 大臣基準第71号の3イ(1)の利用開始時の評価は、大臣基準第71号の3イ(1)から(3)までの要件に適合しているものとして福知		
	山市長に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規利用者については、当該者の利用開始時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月以前から既に利用している者については、介護記録等に基づき、利用開始時における評価を行うこと。 ⑥ ④又は⑤の評価を医師と連携した看護師が行った場合は、その内容を支援の開始前に医師へ報告することとする。また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談することとす		
	る。 ⑦ 大臣基準第71 号の3イ(1)の評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。		
	提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその 有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものであ る。ただし、経過措置として、令和3年度中にLIFEを用い た情報の提出を開始する予定の事業所については、令和3年度 末までに算定月における全ての利用者に係る評価結果等を提出		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	することを前提とした、評価結果等の提出に係る計画を策定することで、当該月にLIFEを用いた情報提出を行っていない場合も、算定を認めることとする。  ⑧ 大臣基準第71号の3イ(2)の「排せつに介護を要する利用者」とは、④の(ア)若しくは(イ)が「一部介助」若しくは「全介助」と評価される者又は(ウ)若しくは(エ)が「あり」のままいま		
	者をいう。  ③ 大臣基準第71 号の3イ(2)の「適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる」とは、特別な支援を行わなかった場合には④の(ア)から(エ)の評価が不変又は低下となることが見込まれるものの、適切な対応を行った場合には、④の(ア)から(エ)の評価が改善することが見込まれることをいう。		
	① 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にしながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同して分析し、それに基づいて、別紙様式6の様式を用いて支援計画を作成する。要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、 ④の評価を行った医師又は看護師介護支援専門員、及び支援対象の利用者の特性を把握している介護職員を含むものとし、そ		
	の他、疾患、使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加える。なお、支援計画に相当する内容を居宅サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって支援計画の作成に代えることができるものとするが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。 ① 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取		
	れた計画を、個々の利用者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一的な支援計画とならないよう留意する。また、支援において利用者の尊厳が十分保持されるよう留意する。 ① 当該支援計画の実施にあたっては、計画の作成に関与した者が、利用者及びその家族に対し、排せつの状態及び今後の見込み、支援の必要性要因分析並びに支援計画の内容、当該支援は		
	利用者及びその家族がこれらの説明を理解した上で支援の実施を希望する場合に行うものであること、及び支援開始後であってもいつでも利用者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明し、利用者及びその家族の理解と希望を確認した上で行うこと。  ① 大臣基準第71号の3イ(3)における支援計画の見直しは、支援		
	計画に実施上の問題(排せつ支援計画の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに実施すること。その際、PDCAの推進及び排せつ支援の質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用すること。  ① 排せつ支援加算(I) は、排せつ支援加算(I) の算定要件		
	を満たす施設において、施設入所時と比較して、④に掲げる(ア)若しくは(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又は(ウ)若しくは(エ)の評価が改善した場合に、算定できることとする。  ⑤ 排せつ支援加算(II)は、排せつ支援加算(I)の算定要件を満たす施設において、施設入所時と比較して、④に掲げる(ア)		
	又は(イ)の評価の少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、(ウ)が改善した場合に、算定できることとする。  ⑥ 他の事業所が提供する排せつ支援に係るリハビリテーションを併用している利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が当該他の事業所と連携して排せつ支援を行ってい		
	ない場合は、当該利用者を排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の対象 に含めることはできないこと。  R3 Q&A Vol.3 問101  排せつ支援加算(Ⅰ)は、事業所単位の加算であり、入所者全員に		
	ついて排せつ状態の評価を行い、LIFEを用いて情報の提出を行 う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	R3 Q&A Vol.3 問102 排せつ支援加算Ⅱ又はⅢの算定要件について、リハビリパンツや 尿失禁パッド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。 → 使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。  R3 Q&A Vol.3 問103 排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用していた入所者が、夜間のみのおむつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価して差し支えないか。→ おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすも		
	のではない。 R6 Q&A Vol. 1 問 1 7 7 排尿又は排便状態が一部介助から見守り等に変わった場合は、排せつの状態の改善と評価してよい。 なお、見守り等については、様式に記載されている「評価時点の排せつの状態」の項目において、「見守りや声かけ等のみで『排尿・排便』が可能」で「はい」が選択されている場合、見守り等とみなす。		
35 科学的介護 推進体制加算	□ 看護小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。∮平18厚第126号別表8万注 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能居宅介護計画をいう。)を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	適・否	【 算定の有・無 】  LIFEへの提出 【 有・無 】
	<ul> <li>○ 科学的介護推進体制加算について ● 18 電調 職 20302 (21)</li></ul>		
	加昇の昇定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(Action)。 ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
36 生産性向上推進体制加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、福知山市長に対し届出を行った指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位	適・否	算定【有·無】 (加算 I·Ⅱ)
	◆平18厘5第126号號表84注 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厘595第79号の2 第37号の3準用 イ 生産性向上推進体制加算(I) 次に掲げる基準のいずれに も適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に		
	掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図る		
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (3)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労		
	(5) 事業年度ことに(1)、(3)及び(4)の取組に関する美額を厚生労働省に報告すること。  ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。		
	<ul> <li>○ 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知「生産性 向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び 様式例等の提示について」)を参照すること。</li> <li>◆平18 智意事項205(19)準用</li> </ul>		
37 サービス提供体制強化加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準 (注)に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、当該サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、看護小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18 厚告第126 別表8 ウ注 (1) 看護小規模多機能型居宅介護費を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 750単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位	適・否	【 算定の有・無 】 前年度(3月除く)の平均で割合を算出 【 上記算出結果記録の有・無 】 年度(4月~翌2月)の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 (2) 短期利用居宅介護費を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位 (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位		可否を決定できている か。(不可の場合は速や かに届出要)
	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆₹27階95第80号 イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれに も適合すること。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小 規模多機能型居宅介護従業者に対し、看護小規模多機能型 居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部にお ける研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機 能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に 開催していること。 (3) 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師 であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める 割合が100分の70以上であること。 (二) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師 であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の 介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。		※前年度実績6ヶ月ない場合は、前3月平均 月 ~ 月 〇 (I) (一) 従業者の総数(保健師、看護師を除く。)
	<ul> <li>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</li> <li>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</li> <li>(1) 事業所の従業者(保健師、看護師又は准看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</li> <li>(2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。</li> <li>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</li> <li>(1) 次のいずれかに適合すること。</li> </ul>		人割合 % (25%以上か) (1) 従業者の総数(保健師、看護師又は准看護師を除く。)
	(1) 次のいすれかに適合すること。 (一) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること。		人 うち介護福祉士の数
	<ul> <li>●サービス提供体制強化加算について ◆平18 個 算</li></ul>		を除く。)

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	つかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		うち常勤職員の数 人 割合 % (60%以上か)
	「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。     利用者のADLや意欲     利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望     家庭環境     前回のサービス提供時の状況     その他サービス提供に当たって必要な事項     職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した		<ul><li>(三) うち7年以上勤続者</li><li>人</li><li>割合</li></ul>
	前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得		<ul><li>□ 研修計画はあるか。</li><li>(職員毎の計画が必要。</li><li>非常勤を含む。)</li><li>□ 研修記録はあるか。</li></ul>
	<ul> <li>「動続年数とは、各月の前月の末日時点で負債を取得 又は研修の課程を修了している者とすること。</li> <li>「動号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降において も、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を 維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録 するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに(加 算等が算定されなくなる場合の)届出を提出しなければならな い。</li> <li>「動続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう ものとする。</li> <li>「動続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に 加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社 会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員と して勤務した年数を含めることができるものとする。</li> </ul>		□ 会議の記録はあるか。 (毎月実施か) (非常勤職員を含む全職員が参画できているか。)
	© なお、この場合の看護小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤 換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当 たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務 を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。 ◆平18曜意事第205(20)参照		
38 介護職員等 処遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、福知山市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆平18厘時第126号制表8柱注  ※ 介護職員等処遇改善加算(I)~(V) 主眼事項第6-2~37により算定した単位数に下記「表1」の加算率を乗じた単位数	適・否	【 算定の有・無 】 □ 処遇改善加算(I) □ 処遇改善加算(II) □ 処遇改善加算(III) □ 処遇改善加算(IV)

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	表 1 加算率		
	看護小規模多機能型居宅介護 加算率		
	介護職員等処遇改善加算 (I) 14.9%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 14.6%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 13.4%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 10.6%		
【賃金改善計画 の策定と適切 な措置】	注 別に厚生労働大臣が定める基準 ◆平2.7 原第9.5 第8.1 号 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事 処理手順及び様式例の提示について(令和6年3月15日付け老 0315第2号厚生労働省老健局長通知)」 イ 介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)		
【処遇改善計画 の作成・周 知・提出】	(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善 以下「賃金改善」という。)について、賃金改善に要する費 の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加 を含むことができる。以下同じ。)が、処遇改善加算の算定 込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に づき適切な措置を講じていること。	刊 分 見	□ 雇用契約書を確認 □ 処遇改善計画書を確認 □ 賃金改善の根拠規 程(賃金規程等)を確
【賃金改善の実 施】	(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計 に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の 遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作 し、全ての職員に周知し、福知山市長に届け出ていること。	п	認 □ 計画書の内容の職 員周知方法を確認
【処遇改善実績 報告書の提 出】 【労働法令の遵 守】	(3) 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施することただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容のいて福知山市長に届け出ること。	事 全	□ 処遇改善実績報告 書の確認 年度最終の加算支 払月の翌々月の末日 までに実績報告書を 提出
【労働保険料の 適正な納付】	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改定に関する実績を福知山市長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険での他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	動去	(例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる)  □ 労働保険関係成立
	(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われて ること。	۷,	届、労働保険概算・確 定保険料申告書等を 確認
	(7) 次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。  ※ 処遇改善加算(II)については⑦の要件、処遇改善加算(II)については⑤の要件、処遇改善加算(IV)については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。)又は令和6年度中の経過措置区分として、令和7年3月31日まで算定することが可能であった処遇改善加算(V)(2)、(4)、(7)、(9)若しくは(13)を算定していた事業所については適用しない。		
<①月額賃金改善要件I>	(月給による賃金改善) ① 処遇改善加算IVの加算額の2分の1以上を基本給又は まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)。 改善に充てること。		
<②月額賃金改善善要件Ⅱ>	(旧ベースアップ等加算相当の賃金改善) ② 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定し	c	

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
	おり、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算(I)から(IV)までのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施していること。		
<③キャリアパ ス要件 I >	(任用要件・賃金体系の整備等) ③ 次の(一)から(三)までを全て満たすこと。 (一) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。 (二) (一)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一		※③④⑤については令 和7年度中にことを 新した場合に限り、令和 7年度当初から要件 満たしたことと 支えない。
(職員周知)	時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 (三) (一)及び(二)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		□ 職員周知方法の確 認
<④キャリアパ ス要件Ⅱ>	(研修の実施等)		□ 資質の向上の支援 に関する計画を確認
(職員周知)	の調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。 (二) (一)について、全ての介護職員に周知していること。		□ 職員周知方法の確 認
<⑤キャリアパ ス要件Ⅲ>	(昇給の仕組みの整備等) ⑤ 次の(一)及び(二)を満たすこと。 (一) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給		□ 就業規則、昇給表等 を確認
(職員周知)	する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 (二) (一)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。		□ 職員周知方法の確 認
<⑥キャリアパ ス要件Ⅳ>	(改善後の年額賃金要件) ⑥ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(処遇改善加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合		

主眼事項	着 眼 点 等	評価	備考
<⑦キャリアパ ス要件V>	・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の 賃金を引き上げることが困難な場合 (介護福祉士等の配置要件) ⑦ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置して いること。具体的には、処遇改善加算等を算定する事業所又 は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービ ス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又		
<⑧職場環境等 要件>	は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。 (職場環境等要件) ⑧ 下記「表2」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施 し、その内容(下記「表2」参照)を全ての介護職員に周知 すること。		※⑧については令和7年度中に取組を行うことを誓約した場合に限 り、令和7年度当初から 要件を満たしたことと
(職場環境等 の改組の 化)	その際、処遇改善加算(I)又は(II)を算定する場合は、下記「表2」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、照隅改善加算(II)を算定する場合は、下記「表2」の取組のうち1以上を実施すること。また、処遇改善加算(I)又は(II)を算定する場合は、下記「表2」の「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち、3以上の取組(うち⑪又は®は必須)を実施し、処遇改善加算(II)又は(IV)を算定する場合は生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち、2以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとし、1法人当たり1の施設又は事業所のみを運営するよ、「生産性向上(業務のともに、「生産性向上(業務改善者及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとし、1法人当たり1の推りで現場で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で		して差支えない。 □ 実施した取組内容 の確認 □ 介護サービス等の ・ 公開 ・ 公認
	<ul> <li>□ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)         <ul> <li>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満たさなくても算定することができる。</li> </ul> </li> <li>ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)             <ul> <li>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。</li> </ul> </li> </ul> <li>二 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</li>		
	イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ(7)の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。  ※ 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。		

事項		Ī	<b>善眼</b>	点	等			評価	備考	<del>i</del>	
	表 2 職場環境等	—— 等要件									
	区分					内容					
		①法人や	事業所の経	営理念やケ	ア方針・人材	育成方針、そ	の実現のため	めの施策・仕	Ŀ組みなどの!	明確化	
	入職促進に向けた 取組	③他産業	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)								
		④職業体	験の受入れ	や地域行事へ	への参加や主	催等による職	<b></b> 業魅力度向.	上の取組の実	€施		
	資質の向上やキャ	得しよう サービス	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等								
	リアアップに向け	⑥研修σ	日本の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動								
	た支援	<b>⑦エルタ</b>	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入								
		⑧上位者	・担当者等	によるキャリ	リア面談など	、キャリアア	"ップ等に関	する定期的な	は相談の機会	の確保	
		9子育で	や家族等の	介護等と仕	事の両立を目	指す者のため	の休業制度	等の充実、事	事業所内託児	施設の整備	
			事情等の状 現職員への転		動務シフトや の整備	短時間正規聯		入、職員の希	6望に即した	非正規職員	
	両立支援・多様な 働き方の推進	①有給休 に●回取	暇が取得し	やすい雰囲st 数のうち●9	気・意識作り %以上を取得						
		O	、暇の取得促 うっている	進のため、忄	青報共有や複	数担当制等に	より、業務の	の属人化の角	Z消、業務配:	分の偏りの	
		③業務や	福利厚生制	<u></u> 度、メンタ	レヘルス等の	職員相談窓口	の設置等相談	談体制の充実	₹		
	腰痛を含む心身の	管理対策	の実施		能な健康診断						
	健康管理 										
					ュアル等の作						
		ロジェク	トチームの	立ち上げ、タ	産性向上ガイ 外部の研修会	の活用等)を	行っている				
					の抽出、課題						
		-	動(業務管 環境の整備を		1つ。整理・	整頓・清掃・	清潔・躾の	頭文字をとっ	ったもの)等(	の実践によ 	
	┃┃ ┃┃生産性向上(業務				報告様式のエ						
	改善及び働く環境 改善)のための取組	フォン端辺介護に	②介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ②介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカ								
		②業務内 等の準備	ム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 (ビジネスチャットツール含む) の導入 ②業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務 (食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等) がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。								
		行うIC		の整備、人	指針・計画の 事管理システ						
		務環境や	・ イング等に ケア内容の		コミュニケー	ションの円滑	骨化による個	々の介護職員	の気づきを	踏まえた勤	
	やりがい・働きが	26地域包	括ケアの一	員としての <del>-</del>	モチベーショ	ン向上に資す	る、地域の!	児童・生徒や	6住民との交流	流の実施	
	いの醸成	②利用者	本位のケア	方針など介記	<b>養保険や法人</b>	の理念等を定	関的に学ぶ	機会の提供			
		<b>®ケアの</b>	)好事例や、	利用者やその	の家族からの	謝意等の情報	を共有する	機会の提供			
	表3 加算(I)	~ (IV)	の算定	要件(賃金	改善以外	の要件)					
	①月額賃金 ② 要件 I	月額賃金 要件Ⅱ	③キャリアパス 要件 I	④キャリアハ°ス 要件 II	⑤キャリアハ°ス 要件Ⅲ	⑥キャリアパス 要件Ⅳ	⑦キャリアパス 要件 V	8	職場環境等要	· [件	
	月額賃金改 」	ベア加算相 当の2/3以 =の新規の 月額賃金	任用要件・ 賃金体系の 整備等	研修の 実施等	昇給の仕組 みの整備等	改善後の賃 金要件 (440万円1 人以上)	介護福祉士 の配置要件	以上の取組 (生産性向	区分ごとに2 以上の取組 (生産性向 上は3以上)	化 (取組内容 の具体的	
	I O	(O)	0	0	0	0	0		0	載)	
	I O	(O)	0	0	0	0			0	0	
	II O	(O)	0	0	0	_	_	0	_		
	IV O	(O)	0	0			<u>ー</u> 定していた事	0			